

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和7年2月26日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和 7 年度当初予算

ページ

1	令和 7 年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2	令和 7 年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】	2
3	令和 7 年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】	48
4	令和 7 年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】	49
5	令和 7 年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	51
6	令和 7 年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	52

議案（条例その他）

7	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要	53
8	認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例の概要	55
9	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要	57
10	神奈川県ライトセンター条例の一部を改正する条例の概要	58
11	愛名やまゆり園の指定管理者の指定の変更の概要	59
12	厚木精華園の指定管理者の指定の変更の概要	59
13	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の概要	60

令和 6 年度 2 月補正予算（その 1）

14	令和 6 年度 2 月補正予算（その 1）の内容【福祉子どもみらい局関係】	62
15	令和 6 年度一般会計 2 月補正予算（その 1）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	63
16	令和 6 年度介護保険財政安定化基金会計 2 月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	
		64

令和 6 年度 2 月補正予算（その 2）

17	令和 6 年度 2 月補正予算（その 2）の内容【福祉子どもみらい局関係】	65
18	令和 6 年度一般会計 2 月補正予算（その 2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	66
19	令和 6 年度一般会計 2 月補正予算（その 2）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	67

議案（令和 6 年度 条例その他）

20	収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】	68
21	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要	70

1 令和7年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			備 考	
				特 定 財 源				
				国 庫 支 出 金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,808,839	1,706,978	101,861	361,417	104,000	176,295	1,167,127	
(項) 青少年費	1,808,839	1,706,978	101,861	361,417	104,000	176,295	1,167,127	
(款) 民生費	373,295,956	353,630,024	19,665,932	19,424,779	169,000	17,811,293	335,890,884	
(項) 社会福祉費	17,993,572	17,153,515	840,057	2,192,625	-	1,218,386	14,582,561	
(項) 障害福祉費	95,075,620	87,686,290	7,389,330	4,615,721	-	931,138	89,528,761	
(項) 老人福祉費	127,817,168	122,750,864	5,066,304	1,837,530	45,000	8,829,653	117,104,985	
(項) 生活保護費	9,456,518	8,881,106	575,412	5,938,986	-	54,453	3,463,079	
(項) 児童福祉費	122,953,078	117,158,249	5,794,829	4,839,917	124,000	6,754,050	111,235,111	
使途を指定しない 収入	-	-	-	-	-	23,613	△23,613	
(款) 教育費	69,853,078	66,939,281	2,913,797	18,962,367	-	244,609	50,646,102	
(項) 私学振興費	69,853,078	66,939,281	2,913,797	18,962,367	-	244,609	50,646,102	
一般会計 計	444,957,873	422,276,283	22,681,590	38,748,563	273,000	18,232,197	387,704,113	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	19,313	725	18,588	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,489,987	1,821,241	△331,254	

福祉子どもみらい 局 計	446,467,173	424,098,249	22,368,924	
-----------------	-------------	-------------	------------	--

2 令和7年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 10項 青少年費

- 青少年対策企画調整費 4,196千円
青少年育成功労者等の表彰を行うほか、子ども・若者施策審議会部会や県いじめ再調査会を運営する。

一部(新)・ 子ども・若者支援事業費 93,929千円

- (新)ア フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助 31,200千円

不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に対して補助する。

- (新)イ 高校を活用した若者自立支援事業費補助

2,065千円

ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に対して補助する。

- 結婚支援推進事業費 448,876千円

- ア 結婚新生活支援事業推進費補助 402,553千円

結婚に対する経済的不安を軽減し、若い世代の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活に係る費用（新居の家賃、引越費用等）について、市町村と一体となって支援する。

- 青少年人材養成費 10,960千円

青少年の多様な体験学習の促進を図るため、青少年支援・指導者を育成するための研修を実施するとともに、その活動を支援する。

- 青少年社会環境健全化推進費 6,110千円

青少年の健全な育成を図るため、県、保護者、県民及び事業者が一体となって青少年を取り巻く社会環境の健全化を促進するとともに、青少年の喫煙・飲酒を防止する社会環境を整備するため、関係業界と協働して周知・啓発を行う。

- 藤野芸術の家運営費補助 86,905千円
民間貸付を行っている宿泊型体験活動施設である藤野芸術の家の管理運営に必要な経費を補助する。
 - 青少年センター事業費 50,366千円
 - ア 青少年文化活動等推進事業費 5,988千円
青少年への科学体験活動の普及・啓発を推進するとともに、県内の様々な企業や研究機関との連携を深め、先端科学を直接体験できる機会を創出する。また、ひきこもり・不登校などの問題を取り組む団体等と協働し、演劇等のコミュニケーションスキルを活用したワークショップを行う。
 - イ 青少年相談等支援事業費 44,378千円
ひきこもり等の当事者や家族を支援するためひきこもり地域支援センターで電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。また、NPOが実施する相談業務に対して補助を行う。
 - 青少年センター舞台設備改修工事費 82,000千円
青少年センターホールの舞台機構について、経年劣化による故障や耐用年数の到来などに対応するため、機器の更新を行う。
- (2) 4款 民生費 1項 社会福祉費
- 社会福祉施設職員退職手当共済費補助 1,567,429千円
社会福祉事業における人材の確保・定着を図るため、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当金の支給財源として、(独) 福祉医療機構に対して補助する。
 - 権利擁護推進事業費 264,177千円
 - ア かながわ成年後見推進センター事業費 22,286千円
判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。

- ・ 地域福祉推進事業費 175,477千円
- ア 重層的支援体制構築支援事業費 104,137千円

「高齢」、「障がい」、「子ども」など、属性を問わない包括的な支援体制づくりに取り組む市町村に対して、職員等を対象とした研修や、アドバイザー派遣等を行う。また、社会福祉法に基づき市町村が行う重層的支援体制整備事業（多機関協働事業分）に要する経費を負担する。
- ・ 民生委員児童委員活動推進事業費 276,367千円

民生委員・児童委員の活動の推進と、資質の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動費を負担するほか、神奈川県民生委員児童委員協議会の活動に対して補助する。
- ・ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費 15,845千円
 - ア バリアフリー対応「見える化」事業費 7,489千円

障がい者等の社会参加を促進するため、バリアフリー設備の設置状況や受けられる配慮などの「見える化」に取り組む。
- ・ 共生社会推進事業費 65,404千円
 - ア 障がい者文化芸術普及支援事業費 28,424千円

障がい者のアート作品（ともいきアート）の魅力を広く発信し、多くの方がともいきアートに触れる機会を創出するため、公募展を開催する。
また、神奈川県障がい者芸術文化活動支援センターを運営する。
- ・ 手話言語普及推進事業費 29,367千円
 - ア 手話言語普及推進事業費 13,697千円

ろう者とろう者以外の者の相互理解を深めるため、手話講習会や手話普及推進イベント、県出先機関等での遠隔手話通訳サービス等を行う。また、手話言語条例施行後10年の節目の年であることを踏まえ、手話言語の一層の普及に向け、シンボルマークの作成や記念式典等を行う。

一部	新	・ 福祉人材養成確保事業費	629,914千円
	新	ア 介護支援専門員法定研修負担軽減事業費	31,031千円
介護支援専門員の確保・定着を推進するため、介護支援専門員として従事するために必要となる法定研修の受講料に対し、1万円を支援する。			
新	イ	障害福祉魅力度アップ事業費	17,692千円
若者を中心に障がい福祉分野を目指す人材のすそ野を拡大するため、障がい福祉を支える人や職場の魅力づくりを進めるとともに、広く県民に対して、障がい福祉の魅力を発信するほか、民間企業等の高年齢退職予定者に就労の働きかけを行うことで、障がい福祉分野の人材不足を解消する。			
新	ウ	資質向上研修事業費	6,050千円
障がい福祉分野の従事者を対象に「当事者目線の障がい福祉」の基本的な考え方や条例の理念を浸透させるためのオンライン研修を実施することで、当事者目線支援を実践できる人材を養成する。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職就職支援金貸付事業費補助 9,602千円 　　介護・障がい福祉分野における人材確保を推進するため、他業種で働いていた介護未経験者等が、一定の研修を修了することを条件として、就職する際の準備経費を貸し付ける県社会福祉協議会に対して補助する。 ・ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 67,518千円 　　外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。 			
一部	新	・ 災害時福祉支援体制整備費	65,799千円
	新	ア 福祉避難所支援事業費	59,299千円
災害時に、市町村が指定する福祉避難所等を円滑に開設するため、新たに資機材の備蓄や福祉専門人材ボランティアの育成等を行う。また、市町村や福祉避難所開設・運営法人が行う平時の研修・訓練を支援する。			

- ・ 中国残留邦人等援護費 29,790千円
ア 中国残留邦人生活支援給付費 12,518千円
町村部の永住帰国した中国残留邦人等と、その配偶者で、世帯収入が一定の基準に満たない者に対して、老後の生活安定のため、生活支援給付や医療支援給付等を行う。
 - ・ 戦没者追悼事業費 11,623千円
戦後80年の節目となる神奈川県戦没者追悼式のほか、桜の祈念植樹、南方諸地域戦没者追悼式等、先の大戦での戦没者、戦災死者の追悼式等を行い、慰靈するとともに平和を祈念する。
 - ・ 原爆被爆者援護対策費 1,338,655千円
原子爆弾被爆者やその子どもの援護のため、医療特別手当、健康管理手当等や医療費の支給、健康診断等を実施する。また、戦争の体験を語る「語り部」の高齢化に対応するため、人工知能を活用した対話型のA.I語り部を構築する。
 - ・ 人権施策推進事業費 61,030千円
ア 人権啓発事業費 30,000千円
人権問題に対する県民の理解と認識を深めるため、ハートフルフェスタなどの開催や啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動を行う。
 - ・ 男女共同参画施策推進費 3,520千円
ア 男女共同参画施策推進費 2,376千円
男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン」を着実に推進する。

一部①新) ・ 困難な問題を抱える女性等支援事業費 318,445千円
新) ア 困難女性通所型支援等かながわモデル事業費 77,655千円
困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら、切れ目ない支援を受けられるよう、新たに通所型支援を3か所で実施する。また、民間団体と連携し、女性支援を担う人材を発掘するため、人材養成講座を実施するほか、シンポジウム開催等による情報発信を行う。

- ・ 女性自立支援施設運営費 174,803千円
DV被害女性や、家庭生活の破綻・生活の困窮などにより正常な生活を営む上で様々な困難を抱える女性を支援するため、女性自立支援施設で保護及び自立支援を実施する。
- ・ かながわ男女共同参画センター事業費 65,001千円
ア かながわ男女共同参画センター相談事業費 56,726千円
県の「配偶者暴力相談支援センター」として、DV相談（電話・面接・専門相談など）、DV啓発事業等を実施する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 障害者自立支援等給付費 76,994,081千円
ア 障害福祉サービス費等負担金 48,502,279千円
障がい者の日常生活又は社会生活を支援するため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助や就労継続支援等の訓練等給付に要する経費の一部を市町村に対して負担する。

一部 ^新 ① ② 障害者地域生活支援事業費 2,592,739千円

^新 ③ ④ 高次脳機能障害支援者養成事業費 5,000千円

高次脳機能障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、高次脳機能障がいの障がい特性を理解し、その特性に応じた専門性の高い支援を実施できる支援者を養成する。

^新 ⑤ ⑥ 医療的ケア児等支援者養成事業費 1,600千円

地域の現場職員における医療的ケアへの理解を深め、保育園や障害福祉サービス事業所等における医療的ケア児の受入を促進するため、医療的ケア児等支援者養成研修を実施する。

・ ともに生きる社会推進事業費 47,786千円

ア ともに生きる社会実現推進事業費 40,786千円

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及と憲章が目指す共生社会の実現に向けて、津久井やまゆり園事件追悼式を実施するほか、企業・団体等と連携した憲章PR活動や、県内各地の地域イベントでの啓発活動を行う。

イ 当事者目線の障害福祉普及啓発事業費 7,000千円

県民意識を醸成するため、当事者目線の障がい福祉について全国に発信するフォーラムを開催する。また、新たに当事者の活動に関する県民の理解を深め、障がい者主体の活動に取り組む団体の相互連携を深めるため、情報発信等を行う。

・ 意思決定支援普及・定着事業費 29,344千円

ア 意思決定支援普及・定着事業費 19,544千円

意思決定支援の普及・定着のため、県内障害者支援施設に対して専門家の派遣、障害福祉サービス等の従事者に対する研修、実践報告会の開催などを実施する。

一部^(新)・ 障害福祉地域サービス推進事業費 818,352千円

^(新)ア 障害者健康維持管理事業費 66,036千円

知的障がい者の健康状態の改善につなげるため、中井やまゆり園利用者の健康管理プログラムを作成・実践・検証し、身体機能の回復を示す。

^(新)イ 障害児支援体制拡充事業費 1,500千円

現在の地域資源では家庭的な環境での養育が難しいといった課題がある障がい児分野において、外部有識者等による検討会を立ち上げ、障がい児の支援体制を検討する。

ウ 障害児者医療アクセス向上推進費 70,032千円

知的障がい児・者に対して必要な時に適切な医療を提供するため、医療機関及び障害者支援施設と実証事業を実施する。

エ 福祉を科学する検討会推進事業費 24,784千円

科学的な知見により再現性のある当事者目線に立った支援を実現するため、令和6年度に検討した研究テーマに即した研究を行う。また、新たに障がい当事者が望む多様な働き方、個別データの分析・研究、今後の施策の方向性を検討するための会議を設置する。

一部	新	・ 障害者地域活動支援事業費	315,894千円
	新	ア 障がい者就労アセスメント理解促進事業費	3,230千円
障がい者一人ひとりの特性を踏まえた就労支援を推進するため、企業等を対象として、実際の就労アセスメントの方法や支援に活用されるツールなどを学ぶセミナーを開催する。			
新	イ	障がい者就労相談基盤整備事業費	126,435千円
障がい者が日常的に相談している地域の相談窓口で、就労についても相談支援を受けられる体制を構築するため、市町村（政令市・中核市を除く）が行う就労相談員の配置に対して、補助する。			
あわせて、市町村が配置した就労相談員や圏域内就労支援機関等をバックアップする役割を担うため、各障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターの体制を強化する。			
新	ウ	就労事業所商品開発事業費	10,014千円
障がい者の工賃と働きがいの向上を図るため、就労系障害福祉サービス事業所を対象に、地域の観光資源等を活かした自主商品の開発力と販売チャンネルの拡充等を民間事業者と連携して強化する。			
新	エ	福祉系飲食店リブランド事業費	3,240千円
障がい者の工賃と働きがいの向上を図るため、カフェなど飲食系の障害福祉サービス事業所を対象に、民間企業等と連携し、共同仕入れや新メニューの共同開発等を行うネットワークを構築し、店舗の魅力向上を図る。			
一部	新	・ 障害福祉施設等地域サービス事業費	102,932千円
	新	ア 医療的ケア児者歯科人材養成事業費	4,000千円
医療的ケア児・者の歯科受診の機会を確保し、口腔機能の維持及び生活の質の向上を図るため、在宅の医療的ケア児・者への歯科診療に対応できる歯科人材（歯科医師、歯科衛生士等）の養成研修等を実施する。			
一部	新	・ 県立障害福祉施設改革推進事業費	74,638千円
	新	ア 地域共生拠点活動事業費	20,000千円
中井やまゆり園利用者が地域と連携し、仲間たちとのつながりや役割を実感できるよう、日中活動を通じて地域交流に取り組むことができる新たな活動拠点を設置する。			

- 一部 **(新)**・ 障害者地域生活移行推進事業費 89,954千円
- (新)ア** 地域生活移行推進体制確保事業費補助 6,786千円
民間障害者支援施設から、安心して地域生活移行を選択できるようにするため、新たな生活になじめなかった場合に備え、空床を確保した障害者支援施設に対して補助する。
- ・ 障害児地域生活移行推進事業費 9,423千円
ア 障害児等移行促進事業費 8,070千円
障害児入所施設に入所する障がい児及び過齢児（18歳以上の入所者）の成人サービス移行を促進するため、本人の希望と体験利用先をマッチングする会議を設置するほか、体験利用を受け入れた成人施設等に対して補助する。
- ・ 民間障害福祉施設整備費補助 22,400千円
グループホーム等において火災が発生した際の甚大な被害を防ぐため、共同生活援助事業所のスプリンクラー整備に対して補助する。
- (新)**・ 障害福祉施設等災害対策推進事業費 18,763千円
(新)ア 福祉施設災害対応力強化整備費補助（障害福祉施設） 15,000千円
障害福祉施設等において、大規模災害時等にも自施設での運営・支援を継続するため、新たに防災備蓄倉庫の整備に対して補助する。
- (新)イ** 福祉施設災害対応力強化普及推進事業費（障害福祉施設） 3,763千円
障害福祉施設等における災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援するため、施設等職員を対象に、災害対策に関する研修や相談窓口の開設を行う。
- ・ 障害福祉施設指定管理費 2,056,985千円
ライトセンター、聴覚障害者福祉センター、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園、三浦しらとり園にかかる施設の管理運営を行う。

- ・ 在宅重度障害者等手当支給費 635,313千円
障がい者の福祉増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。
 - ・ 重度障害者医療給付事業費補助 6,803,071千円
重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。

(新) 県立障害福祉施設整備費 91,743千円

(新)ア 中井やまゆり園生活環境向上事業費 75,000千円

中井やまゆり園利用者の当事者の目線に立った生活環境の改善を図るため、施設のリノベーション等のハード面の整備に加え、事故の未然防止を目的とした行動分析AIを活用した分析調査を行う。

(新)イ 県立障害者グループホーム設置事業費 16,743千円

障がい者が地域に溶け込んで暮らせるよう、中井やまゆり園利用者の地域生活移行を進めるため、地域生活移行後の生活の場として、県立の障がい者グループホーム（1か所）を設置する。

一部(新)・地方独立行政法人移行準備費 643,599千円

令和8年4月に設立を目指す地方独立行政法人の運営を開始するための制度設計を継続して実施するとともに、新たに法人の拠点整備や情報システムの導入等を行う。また、当事者目線の支援を実践できる人材を全国から集めるため、戦略的な広報活動や魅力ある職場作りを進めるとともに、採用試験を実施する。

- ・ 芹が谷やまゆり園整備維持管理費 21,036千円

利用者が安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園の維持管理等を行う。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 高齢者保健福祉計画等推進事業費 11,890千円

- ア 地域包括ケア推進事業費 6,799千円

地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。

- 一部(新)・認知症高齢者施策推進事業費 164,275千円

- (新)ア 認知症高齢者等SOSネットワーク広域検索システム

- 開発事業費 13,849千円

行方不明者となった場合の早期発見につなげるため、認知症等により行方不明の心配がある方の事前登録者情報のデータベース機能や、行方不明になった際の検索依頼を県内関係機関へ即時に情報共有する機能を備えたシステムの開発・運営を行う。

- ・ 介護生産性向上推進事業費 861,874千円

介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助とともに、介護現場の革新、生産性向上に向けた取組方針の検討等を行う会議を開催するほか、ワンストップ型の相談窓口を設置する。

- ・ 高齢者社会活動推進事業費 46,934千円

- ア 老人クラブ活動等推進事業費 39,865千円

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、各種活動を総合的に実施する組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。

- ・ 介護・認知症未病改善プログラム事業費 8,286千円

認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。

- ・ 軽費老人ホームサービス提供費補助 668,773千円

身寄りのない高齢者や家族との同居が困難な高齢者を対象とする軽費老人ホームに入居する低所得者の負担を軽減するため、サービスの提供に要する費用に対して補助する。

- ・ 民間老人福祉施設整備費補助 143,355千円
 - ア 特別養護老人ホーム整備費補助 48,831千円

在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。
 - ・ 介護施設整備費補助 7,669,138千円
 - ア 地域密着型サービス施設等整備費補助 2,250,447千円

市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備、介護職員の宿舎の整備等に加え、土地等所有者と介護施設を開設しようとする法人等のマッチングに係る経費に対して補助する。
- 新 ① 介護施設等災害対策推進事業費 113,360千円
- 新 ② ア 福祉施設災害対応力強化整備費補助（老人福祉施設） 90,000千円
- 老人福祉施設等において、大規模災害時等にも自施設での運営・支援を継続するため、新たに防災備蓄倉庫の整備に対して補助する。
- 新 ③ イ 福祉施設災害対応力強化普及推進事業費（老人福祉施設） 7,525千円
- 老人福祉施設等における災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援するため、施設等職員を対象に、災害対策に関する研修や相談窓口の開設を行う。
- 新 ④ ウ 災害時福祉施設情報共有データベース開発事業費 15,835千円
- 災害時要配慮者が生活する社会福祉施設等の被災状況を速やかに把握し、施設等への適切な支援につなげるため、国が運用するシステムを補完し、施設等における災害情報を関係機関で共有する本県独自のデータベースを整備する。

- ・ 介護施設職員研修事業費 18,595千円

ア 生活支援コーディネーター養成研修事業費

7,360千円

地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、助言等を行うアドバイザーを派遣する。

- ・ 老人福祉諸費 59,206千円

ア ケアラー支援事業費 54,809千円

ケアラーを支援するため、相談窓口（電話・SNS）や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー（概ね18から24歳）等への家事支援を行う市町村に対し補助する。

- ・ 介護給付費負担金 115,278,891千円

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付、予防給付及び介護保険料の軽減措置並びに地域支援事業に要する経費の一部を負担する。

- ・ 介護保険事業者指定・指導監査等事業費

94,913千円

ア 介護保険事業者指定・指導監査事業費 91,817千円

介護保険サービスを適切に提供するため、介護サービス事業者への適切な指定・指導を行うとともに、介護現場においてハラスマントが発生した場合の対応等に関する管理者向けの研修や法律相談を行うほか、平塚保健福祉事務所における運営指導の適正な実施頻度を確保するため、同事務所が行う運営指導の一部を業務委託する。また、介護サービス利用者のサービス選択を支援するため、事業者のサービスに関する情報を公表する。

- ・ 介護人材育成推進事業費 5,434千円

たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を確保するため、実地研修の受入先に対し協力金を支給する。

- ・ 介護職員処遇改善事業費 28,579千円
介護職員の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算等の取得に必要な介護サービス事業所等の就業規則の作成・変更について、専門家による相談等を行う。また、介護職員処遇改善加算等の処遇改善計画書及び実績報告書の届出業務を外部委託する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

- 一部 新 ・ 生活保護法施行事務費 337,211千円
- 新 ア 生活保護業務デジタル化推進事業費（事務事業の見直し） 4,802千円

県保健福祉事務所が実施している町村部を対象とした生活保護業務の効率化を図るため、AIを活用した生活保護関連法令等情報検索システムの導入及び生活保護実施に係る金融機関等への預貯金照会業務の電子化を行う。

- ・ 生活福祉資金貸付事業費補助 72,409千円

低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の経済的な自立や、在宅福祉等の促進を図るため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対して補助する。

- 一部 新 ・ 生活困窮者自立支援事業費 173,196千円

- 新 ア 孤独・孤立対策地域づくり推進事業費 4,937千円

孤独・孤立の未病改善を図るため、居場所や緩やかなつながりの場を運営する人材の育成のほか、地域の居場所のマップ化を行う。

- 新 イ 生活困窮者の新生活応援モデル事業費 3,156千円

生活困窮者支援として、住居を失い深夜営業店舗で寝泊まりする者等に対して、生活基盤を確保するための家具家電等の購入支援（購入費補助、クレジットの利子補給）を行う。

- 新 ウ 県庁版就労訓練事業費 500千円

ひきこもり等で一般就労が困難な者に対する県庁での就労体験等を行う。

- ・ 生活保護扶助費 8,848,957千円
健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。
- ・ 生活保護給付金 6,576千円
生活保護受給者及びその世帯の子どもの自立を促進するため、安定した職業に就いたこと等により保護の必要がなくなった者、生活保護世帯の子どもで大学等に進学する者または就職する者に対して、給付金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

一部 新 ・ 児童相談所費 523,329千円

新ア 児童虐待防止医療ネットワーク連携強化事業費

6,318千円

複雑化している児童虐待に対応するため、中核的な医療機関に児童虐待専門のコーディネーターを配置し、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の研修等を行う。また、性的虐待を受けた子どもに対して系統的全身診察を実施する。

新 ・ 児童家庭支援事業費 14,235千円

児童虐待を未然に防止するため、社会福祉法人において、住民に身近な場所で専門的な相談対応を行う機関である児童家庭支援センター（1か所）を設置し、相談支援体制を強化する。

一部 新 ・ 児童養護施設退所児童等支援事業費 80,469千円

新ア 社会的養護自立支援実態把握事業費 3,121千円

里親委託、児童養護施設入所措置等が終了した者への自立支援施策の改善を図るため、生活状況を確認するほか、施設等のケアや自立支援に対するニーズを把握する。

・ 里親制度推進費 75,857千円

里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整の取組を強化する。また、「里親センター」を運営し、養子縁組に関する相談体制を整備する。

- 一部⑨・ 民間児童養護施設等運営費補助 424,432千円
- ⑨ア 児童養護施設等体制強化事業費補助 192,300千円
児童指導員等の業務負担を軽減するため、補助者、夜間業務従事者や児童相談所OBを雇用する児童養護施設等に対して補助する。
- ⑨イ 児童養護施設等職員宿舎借上代支援事業費補助 171,000千円
新規職員確保及び離職防止を図るため、職員用の宿舎家賃（借上代）を支援する児童養護施設等に対して補助する。（入職から10年目まで）
- ・ 未熟児等養育費 95,657千円
出生時において、入院を必要とする未熟児が諸機能を回復することにより健やかな発育を促すために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。
- ・ 育成医療給付費 10,609千円
身体に障がいのある児童の早期治療による障がいの除去、軽減を図るために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。
- 一部⑨・ 小児特定疾病医療援護費 562,856千円
治療が長期にわたり、医療費が高額となる小児慢性特定疾病について、医療費の一部を支給する。また、長期療養している小児慢性特定疾病児童等の成長とともに自立を支援するため、関連情報の発信を行うほか、児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援コーディネーターを配置し、成人期への移行期医療の支援体制を整備する。
また、新たに小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システムをPMH（Public Medical Hub）に連携させるためのシステム改修等を行う。
- ・ 小児医療費助成事業費補助 7,229,740千円
小児の医療費助成を実施する市町村に対して補助する。
- ・ 子どもの貧困対策推進事業費 17,023千円
子どもの貧困について、SNSを活用した相談を実施する。

- ・ 次世代育成支援推進費 106,335千円
 - ア 子育てパーソナルサポート事業費 9,300千円
 - イ 子育てパーソナルサポート機能強化事業費 19,500千円
- ウ 市町村申請手続きデジタル化事業費補助 59,500千円

かなかがわ子育てパーソナルサポートを運用するとともに、本サービスを通して市町村の各種申請手続きが可能となるよう、市町村が行うシステム構築に対して補助する。

- ・ 保育事業指導費 82,001千円
 - ア 認可外保育施設巡回指導事業費 27,702千円

認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修や立入調査を実施するほか、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を外部委託により実施する。
- ・ 安心こども交付金事業費 105,287千円
 - ア 新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助 105,287千円

妊娠婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制を構築するため、市町村が実施する事業に対して補助する。
- ・ 子ども・子育て支援給付費負担金 69,649,101千円
 - ア 施設型給付費負担金 64,199,923千円

市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。
 - イ 地域型保育給付費負担金 5,449,178千円

市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。
- ・ 地域子ども・子育て支援交付金事業費補助 13,754,600千円
 - ア 放課後児童健全育成事業費補助 8,490,293千円

保護者が仕事等により家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。

- ・ 地域少子化対策推進事業費 40,704千円
結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組む市町村に対して補助する。

- ・ 保育対策支援事業費補助 991,623千円
 ア 保育補助者雇上強化事業費補助 46,194千円
 保育士の補助を行う保育補助者（保育士資格の有無は問わない）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事業者を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。

- 一部⑨・ 保育緊急対策事業費補助 194,426千円
 ⑨ア 保育士宿舎家賃支援事業費補助 50,274千円
 保育士の待遇を改善し、保育所等における保育士確保・定着化を促進するため、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士の宿舎の家賃（借上代）を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。（国補助：入職から5年目まで、県補助：6年目から10年目まで）

- 一部⑨・ 子ども・子育て支援人材確保育成事業費 111,171千円
 ⑨ア 潜在保育士向け復職支援事業費 5,995千円
 恒常に不足する保育士を確保するため、県が保有する保育士登録情報を活用して潜在保育士を抽出し、保育所等において離職者の現場復帰につながるような講習及び保育体験・実習を実施する。

- ⑨イ 子どもの笑顔応援プロジェクト事業費 6,000千円
 保育士等の負担軽減等に向けて、保育補助者の活用を促進するため、保育所等と、一般の学生やシニア等のマッチングを行い、保育士等の業務を体験・実習する「キッズサポーター」として派遣する。

- ・ 地域限定保育士試験実施事業費 75,493千円
 国家戦略特区の活用により、県独自の地域限定保育士試験を実施し、保育士を確保する。

- ・ 保育士確保推進事業費 23,033千円
 - ア 短時間保育士雇上事業費補助 20,556千円

　潜在保育士の復職を促進するため、配置基準外の短時間勤務の保育士の雇用を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。
 - ・ 保育エキスパート等養成事業費 72,636千円

一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を行う。
 - ・ 私設保育施設等利用給付費負担金 969,182千円

少子化対策のため、私設保育施設（認可外保育施設）や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。
- 一部④新 ・ 子ども・子育て支援推進事業費 923,038千円
- ④新 ア 子どもの学習進学支援事業費補助 119,925千円

低所得者世帯の子どもが、家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校へ進学できる環境を整えるとともに、多子世帯の学校外教育費の負担を軽減するため、中学3年生を対象として、学習に関するクーポン配布事業を行う市町村に対して補助する。
- イ ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料支援事業費補助 99,570千円

ひとり親家庭等の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免又は補助を行う市町村に対して補助するとともに、新たに生活保護世帯も対象に追加する。
- ・ 子ども食堂支援事業費 3,643千円

子ども食堂に対する寄附物品の受入調整を行うマッチングコーディネーターを配置・育成するとともに、子ども食堂の情報発信力強化のための調査等を行う。また、新たに子ども食堂スタートブックの作成を行う。

- ・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費 28,000千円
令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市亀井野）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、令和7年度に所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」へ移転するため、改修工事を実施する。
 - (新) ・ 大和綾瀬地域児童相談所一時保護所新築工事推進費 6,033千円
児童相談所一時保護所での定員超過に対応するため、個室がなく、定員超過が続く大和綾瀬地域児童相談所（藤沢市亀井野）について、一時保護所の再整備に当たって必要な測量及びアスベスト調査を行う。
 - (新) ・ 暫定一時保護所整備工事費 54,000千円
 - (新) ・ 暫定一時保護所整備工事推進費 59,236千円
児童相談所一時保護所の定員超過に緊急的に対応するため、県立施設の空きスペースを活用し、暫定一時保護所を整備する。
- 一部 (新) ・ 児童福祉諸費 14,801千円
- (新) ア こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業費 5,742千円
児童相談所及び児童養護施設等で子どもの支援に従事する職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得を促進するため、研修受講費等に対して補助する。
- ・ 児童保護措置費 5,514,392千円
 - ア 児童保護措置費 5,424,045千円
保護者のない児童又は保護者が監護することが不適当な児童について、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置に必要な経費を支弁する。
 - ・ 児童手当負担金 16,880,985千円
児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。

- ・ 児童扶養手当給付費 881,833千円
離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業費補助 1,982,784千円
ひとり親家庭等医療費助成を実施する市町村に対して補助する。
- ・ 母子家庭等自立支援事業費 183,703千円
 ア 高等職業訓練促進給付金等支給費 128,533千円
母子家庭等の経済的自立を促進するため、資格取得を目指し養成機関等で修学するひとり親に対し給付金を支給するとともに、人手不足が顕著な看護師、介護福祉士、保育士を確保するため、これらの資格取得を目指す場合、県独自の給付金を上乗せする。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

- ・ 私立学校教職員等研修事業費 2,357千円
 ア 幼稚園教員復帰等支援事業費 1,727千円
幼稚園の人材確保を支援するため、潜在幼稚園教員の復帰等を促進するための現場見学、就職相談会を実施する。
- ・ 私立学校経常費補助 44,279,287千円
教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費及び特色ある教育に対して補助する。
 ア 私立学校経常費補助（一般補助） 43,307,797千円
 校種別補助額

高等 学 校	23,739,745千円
小・中・中等教育学校	10,656,152千円
幼 稚 園	6,326,540千円
専 修 ・ 各 種 学 校	1,942,504千円
特 別 支 援 学 校	642,856千円

 なお、特別補助は、以下のとおり。

イ 私立高等学校等教育改革推進費補助 606,668千円

教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。

ウ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助 248,022千円

保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。

エ 私立幼稚園等地域開放推進費補助 116,800千円

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。

・ 私立学校施設整備費等補助 100,000千円

私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として施設整備を行う私立学校に対して補助する。

・ 私立学校振興資金利子補給費 5,385千円

教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。

・ 私立学校生徒学費緊急支援事業費 49,094千円

保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立中学校等に対して補助する。
対象校種：中学校、小学校及び中等教育学校（前期課程）等

・ 私立幼稚園特別支援教育費補助 1,929,032千円

障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。

④ 新・ 私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業費補助

20,596千円

安全な医療的ケアの実施体制を確保するため、看護職員等を配置する私立幼稚園に対して補助する。

- ・ 私立幼稚園施設整備費等補助 292,553千円
- ア 私立幼稚園施設整備費等補助 232,553千円

　　幼児教育の質の向上に必要な遊具やＩＣＴ環境等の整備、職員の業務負担の軽減及び認定こども園への移行に係る事務負担軽減の取組を行う幼稚園等に対して補助する。
- ・ 私立幼稚園利用給付費負担金 2,960,182千円

　　少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。また、低所得世帯等の園児を対象に、副食材料費の経費として市町村の給付費の一部を負担する。
- ・ 高等学校等就学支援事業費 9,717,198千円

　　家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込む社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。
 対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校（高等課程）等
- ・ 私立高校生等奨学給付金事業費 628,108千円

　　生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。
- ・ 私立高等学校等生徒学費補助金 4,791,782千円
- ・ 私立専修学校高等課程生徒学費補助金 186,980千円

　　私立高校等に通う家庭の負担を軽減するため、授業料実質無償化の対象を年収約750万円未満の世帯まで拡充するとともに、多子世帯については、年収約910万円未満まで授業料の実質無償化を継続する。また、入学金について住民税非課税世帯までの実質無償化を継続する。
 対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校（高等課程）
- ・ 外国人学校生徒等支援事業費 167,933千円

　　外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。

- ・ 私立専門学校修学支援負担金 2,960,043千円
少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。
- ・ 私立学校教職員退職金制度補助金 969,383千円
私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。
- ・ 公私立学校協調事業費 3,300千円
公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力をアピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。
- ・ 私立学校国際化推進事業費 19,700千円
グローバル教育を推進するため、メリーランド州立大学と連携して実施する語学派遣研修等を行う私立学校に対して補助する。また、在外教育の推進に寄与するため、私立学校教員の在外教育施設への派遣経費を交付する。

別紙1

一部④ 子ども・子育てへの支援

1 目的

こども目線の施策推進条例に掲げる、こどもに笑顔があふれ、いのちが輝き、誰もが幸せに暮らすことができる社会を実現するため、子どもが健やかに育つ社会環境の整備や困難な状況にある子どもたちに対する支援の充実を図る。

2 予算額 186,725,785千円

3 主な事業内容

(1) 子ども・子育て支援の推進	108,527,206千円
Ⓐ ア 市町村が実施する学習クーポン配布事業への補助	119,925千円
低所得者世帯の子どもが、家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校へ進学できる環境を整えるとともに、多子世帯の学校外教育費の負担を軽減するため、中学校3年生を対象として、学習に関するクーポン配布事業を行う市町村に対して補助する。	

	低所得者世帯	多子世帯
定義	就学援助制度利用世帯又は生活保護受給世帯	23歳未満の扶養している子が3人以上いる家庭（年収約910万円未満）
対象者	各市町村に居住する中学校3年生	
対象者への補助額	月額1万円を上限に年間12万円を補助 ※ 各月1万円ずつの利用のほか、夏期講習費等にも対応可能	
市町村への補助率	市 1/2、町村 10/10	市町村 1/2

一部Ⓐ イ ひとり親家庭等への放課後児童クラブ利用料の補助	99,570千円
ひとり親家庭等の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免又は補助を行う市町村に対して補助するとともに、新たに生活保護世帯も対象に追加する。	

一部Ⓐ ウ 私立高等学校等生徒学費補助の拡充	5,146,695千円
私立高校等に通う家庭の負担を軽減するため、授業料実質無償化の対象を年収約750万円未満の世帯まで拡充するとともに、多子世帯については、年収約910万円未満まで授業料の実質無償化を継続する。また、入学金について住民税非課税世帯までの実質無償化を継続する。	

令和6年度まで	令和7年度から拡充
○ 年収約700万円(多子世帯は約910万円)未満世帯を対象に授業料を実質無償化。	○ 年収約750万円(多子世帯は約910万円)未満世帯を対象に授業料を実質無償化
○ 年収約750万円未満の世帯を対象に授業料を一部(7.44万円)補助。	○ 年収約800万円未満の世帯を対象に授業料を一部(7.44万円)補助。

※多子世帯…23歳未満の扶養している子が3人以上いる世帯

㊂ エ 保育士の宿舎家賃への補助 50,274 千円
 保育士の処遇を改善し、保育所等における保育士確保・定着化を促進するため、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士の宿舎の家賃（借上代）を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。
 （国補助：入職から 5 年目まで、県補助：6 年目から 10 年目まで）

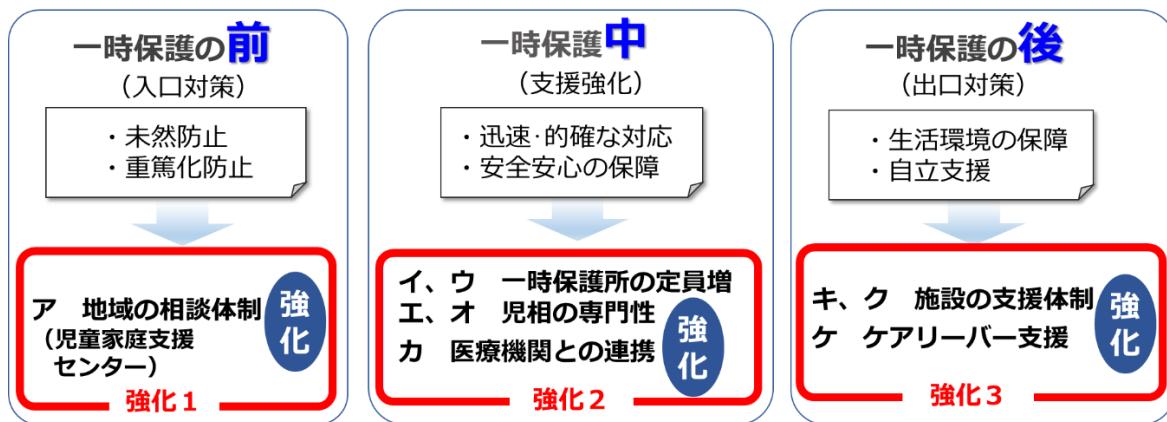
㊂ オ 保育補助者の活用促進 6,000 千円
 保育士等の負担軽減等に向けて、保育補助者の活用を促進するため、保育所等と、一般の学生やシニア等のマッチングを行い、保育士等の業務を体験・実習する「キッズサポート」として派遣する。

その他 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助など 103,104,742 千円

(2) 困難な状況にある子どもたちへの支援の充実 176,951,049 千円
 (176,951,049 千円のうち、(1)との重複 (98,752,470 千円) を除いた額は 78,198,579 千円)

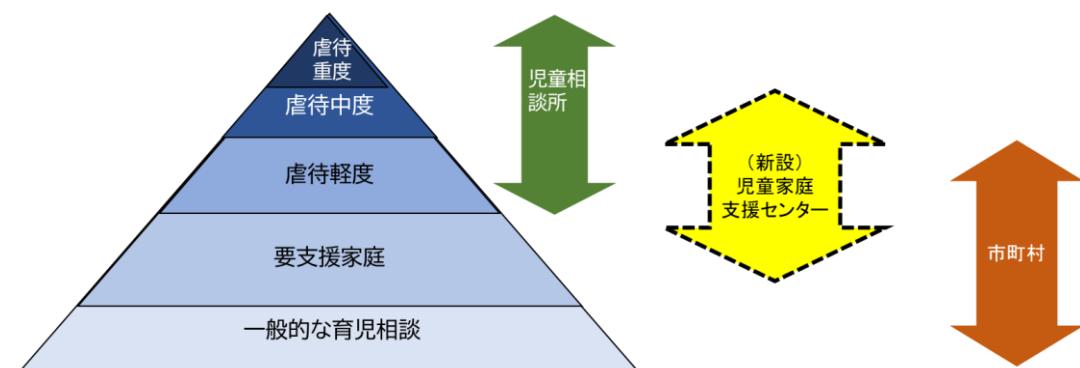
【児童虐待への総合的取組の強化】

児童虐待については、次の 3 つの切り口から総合的に取り組む。



㊂ ア 児童家庭支援センターの設置 14,235 千円
 児童虐待を未然に防止するため、社会福祉法人において、住民に身近な場所で専門的な相談対応を行う機関である児童家庭支援センター（1か所）を設置し、相談支援体制を強化する。

(児童家庭支援センターの役割のイメージ)



㊂ イ 暫定一時保護所の整備・運営

151,113千円

児童相談所一時保護所の定員超過に緊急的に対応するため、県立施設の空きスペースを活用し、暫定一時保護所を整備・運営する。

(令和7年9月工事完了、10月開所予定)

㊂ ウ 大和綾瀬地域児童相談所一時保護所の再整備

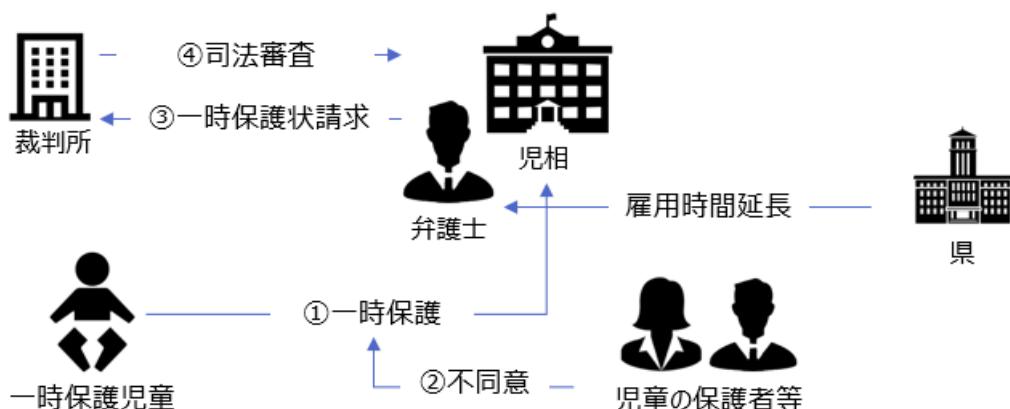
6,033千円

児童相談所一時保護所での定員超過に対応するため、個室がなく、定員超過が続く大和綾瀬地域児童相談所（藤沢市亀井野）について、一時保護所の再整備に当たって必要な測量及びアスベスト調査を行う。

一部㊂ エ 一時保護に係る司法審査への対応

79,183千円

改正児童福祉法により令和7年6月から導入される一時保護の司法審査や、複雑化している児童虐待に対応するため、児童相談所に配置されている弁護士（非常勤）の勤務時間を見直し、支援体制を強化する。



㊂ オ こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進

5,742千円

児童相談所及び児童養護施設等で子どもの支援に従事する職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得を促進するため、研修受講費等に対して補助する。

㊂ カ 児童虐待防止のための医療機関との連携強化

6,318千円

複雑化している児童虐待に対応するため、中核的な医療機関に児童虐待専門のコーディネーターを配置し、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の研修等を行う。

また、性的虐待を受けた子どもに対して系統的全身診察を実施する。

㊂ キ 児童養護施設等での人材確保・業務負担の軽減に向けた取組

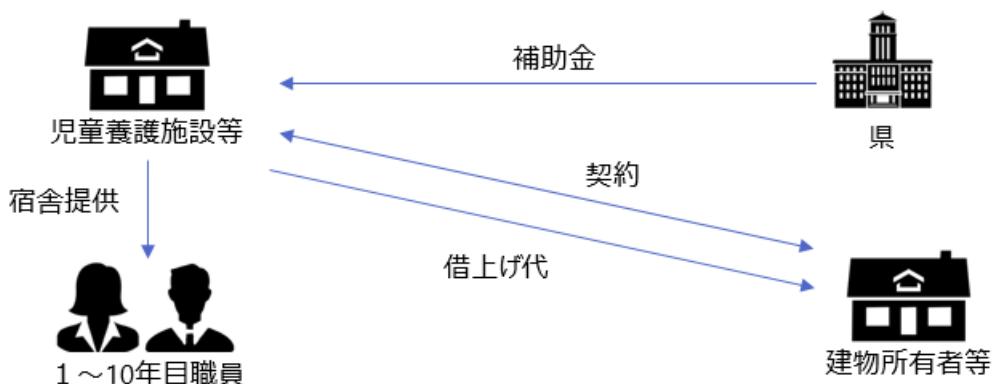
192,300千円

児童指導員等の業務負担を軽減するため、補助者、夜間業務従事者や児童相談所OBを雇用する児童養護施設等に対して補助する。

◎ ク 児童養護施設等職員の宿舎家賃への補助

171,000 千円

新規職員確保及び離職防止を図るため、職員用の宿舎家賃（借上げ代）を支援する児童養護施設等に対して補助する。（入職から 10 年目まで）



◎ ケ 社会的養護のもとに育つ子どもの実態把握

3,121 千円

里親委託、児童養護施設入所措置等が終了した者への自立支援施策の改善を図るため、生活状況を確認するほか、施設等のケアや自立支援に対するニーズを把握する。

【不登校・ひきこもり支援の強化】

◎ コ フリースクール等に通う子どもへの支援

31,200 千円

不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に対して補助する。

補助対象者	県内在住かつ県内の国公私立小・中・高校に在籍する児童・生徒の保護者等
補助対象経費	フリースクール等の利用料（実習費、交通費等を含む）
補助率	市町村負担分の1/3（1人あたり月額1万円を上限）

◎ サ 高校を活用した若者自立支援事業費補助

2,065 千円

ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に対して補助する。

その他 子ども食堂情報発信力強化事業費など

176,288,739 千円

問合せ先

- 【3(1)ア】 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども企画担当課長 大山 電話 045-210-4686
- 【3(1)イ、エ、オ】 福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 課長 深石 電話 045-210-4660
- 【3(1)ウ】 福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760
- 【3(2)ア～ケ】 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 課長 白井 電話 045-210-4650
- 【3(2)コ、サ】 福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 課長 岩崎 電話 045-210-3830

別紙2

一部(新) 私立高等学校等就学支援策の拡充

1 目的

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、高等学校等就学支援金及び高等学校等生徒学費補助により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2 予算額 14,862,548千円

3 事業内容

(1) 「国の就学支援金」による支援 9,715,853千円

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、家庭の教育費負担を軽減する。

対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）、各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校

一部(2) 私立高等学校等生徒学費補助の拡充 5,146,695千円

授業料実質無償化の対象を年収約750万円未満の世帯まで拡充するとともに、多子世帯については、年収約910万円未満まで授業料の実質無償化を継続する。また、入学金について住民税非課税世帯までの実質無償化を継続する。

対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）等

(令和7年度支援内容)

年 収 目 安 定 モ デ ル 世 帯 」	生活保護～ 住民税非課税世帯 270万円～ 590万円未満	授業料補助			入学金補助
		①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)	③学費補助金(県)	
「 モ デ ル 世 帯 」	590万円～ 750万円未満	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 72,000円 (通信制 171,000円)	211,000円	授業料 468,000円 入学金 211,000円
				100,000円	授業料 468,000円 入学金 100,000円
	750万円～ 800万円未満 多子世帯		+ 349,200円		授業料 193,200円
		118,800円	+ 74,400円		授業料 468,000円
	800万円～ 910万円未満 多子世帯		+ 349,200円		授業料 118,800円
			+ 349,200円		授業料 468,000円

※モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯

※多子世帯…23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯

(令和7年度から拡充)

令和6年度まで	令和7年度から拡充
○ 年収約700万円(多子世帯は約910万円)未満世帯を対象に授業料を実質無償化。	○ 年収約750万円(多子世帯は約910万円)未満世帯を対象に授業料を実質無償化
○ 年収約750万円未満の世帯を対象に授業料を一部(7.44万円)補助。	○ 年収約800万円未満の世帯を対象に授業料を一部(7.44万円)補助。

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

私立学校経常費補助

1 目的

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費及び特色ある教育に対して補助する。

2 予算額 44,279,287千円

3 補助額の算定

経常費補助は、教職員人件費と教育に要する経費を対象とする一般補助と、特色ある教育や子育て支援のための経費を対象とする特別補助に分けて算定する。

なお、一般補助については、平成12年度から導入した「標準的運営費方式」により補助額を算定する。

(1) 一般補助	43,307,797千円
・高等学校	23,739,745千円
・中等教育学校	833,068千円
・中学校	6,869,789千円
・小学校	2,953,295千円
・特別支援学校	642,856千円
・幼稚園	6,326,540千円
・専修学校、各種学校	1,942,504千円
(2) 特別補助	971,490千円
ア 私立高等学校等教育改革推進費補助	606,668千円
(ア) 目的	
教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組を推進するため、私立学校に対し補助する。	
(イ) 主な補助対象事業	
・外国語教育の強化、多様な職業体験、安全確保の推進、ＩＣＴ教育環境の整備推進	
・不登校生徒対策（高等学校）	
・体育活動・文化活動の推進（高等学校、中等教育学校）	
イ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助	248,022千円
(ア) 目的	
保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に、専任の担当教員を配置して預かり保育を実施する幼稚園等に対し補助する。	

(イ) 補助対象事業

- ・課業期間中に年間を通じて継続的に開園日の4/5以上の日数で実施
- ・休業日（土日等）に年間を通じて継続的に19日以上実施
- ・長期休業日に10日以上実施

ウ 私立幼稚園等地域開放推進費補助 116,800千円

(ア) 目的

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対し補助する。

(イ) 補助対象事業

- ・子育て相談
- ・教育相談事業、子育て講演会
- ・セミナー等の開催事業、親子のふれあい交流事業（親子で参加する教室、子育てサークル活動など）、園地・園舎の開放事業、地域とのふれあい交流事業（外国人、障がい者、高齢者、地域住民との交流）

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

一部(新) 当事者目線の障がい福祉の実現

1 目的

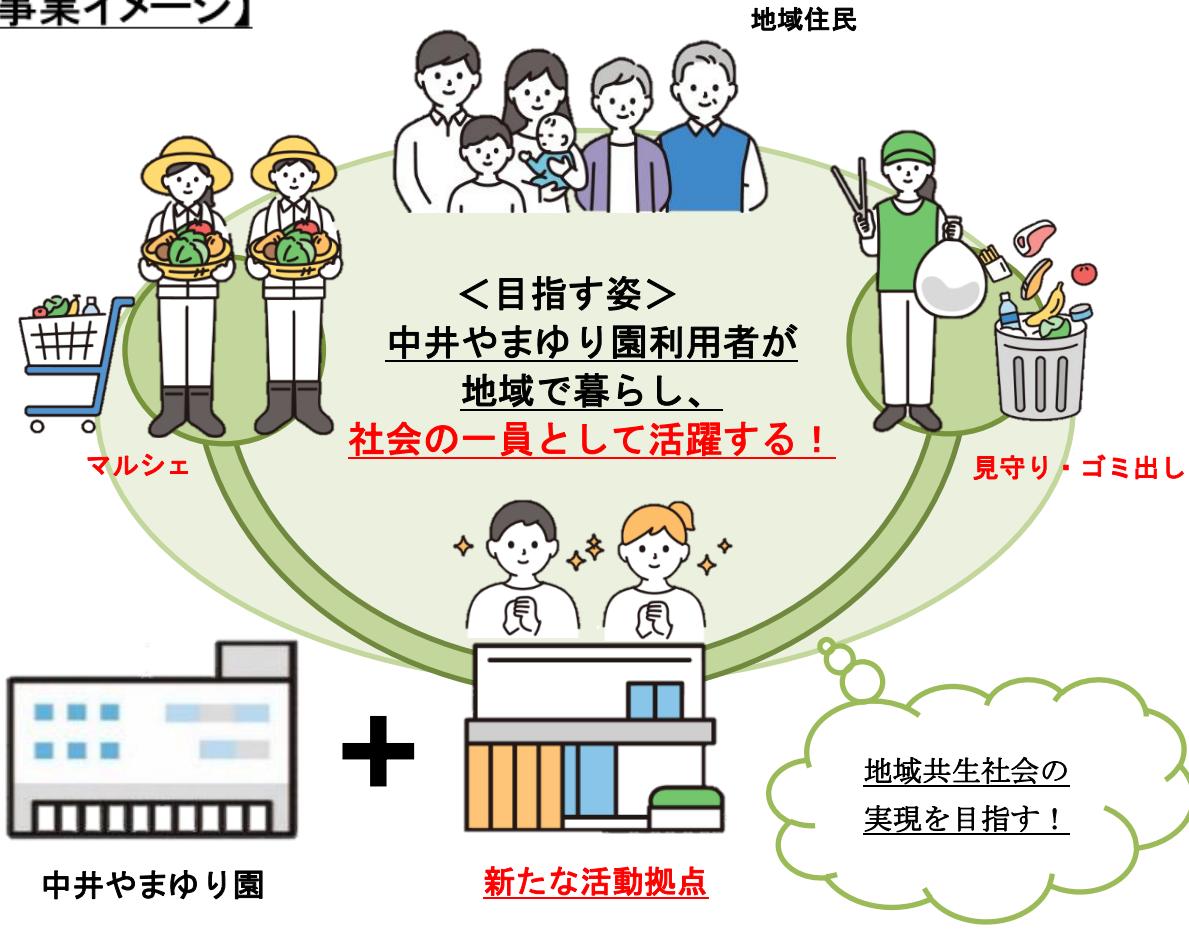
当事者目線に立った障がい福祉の実現を目指し、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を推し進めるとともに、障がい児・者の障がい特性等に応じた、生活を支えるサービスの更なる充実強化に取り組み、20年後を見据えた障がい福祉の支援体制づくりを行う。

2 予算額 96,665,873千円

3 主な事業内容

(1) 障がい福祉の支援体制づくり【「場所」の整備】	224,561千円
④ ア 地域共生拠点活動事業費	20,000千円
中井やまゆり園利用者が地域と連携し、仲間たちとのつながりや役割を実感できるよう、日中活動を通じて地域交流に取り組むことができる新たな活動拠点を設置する。	

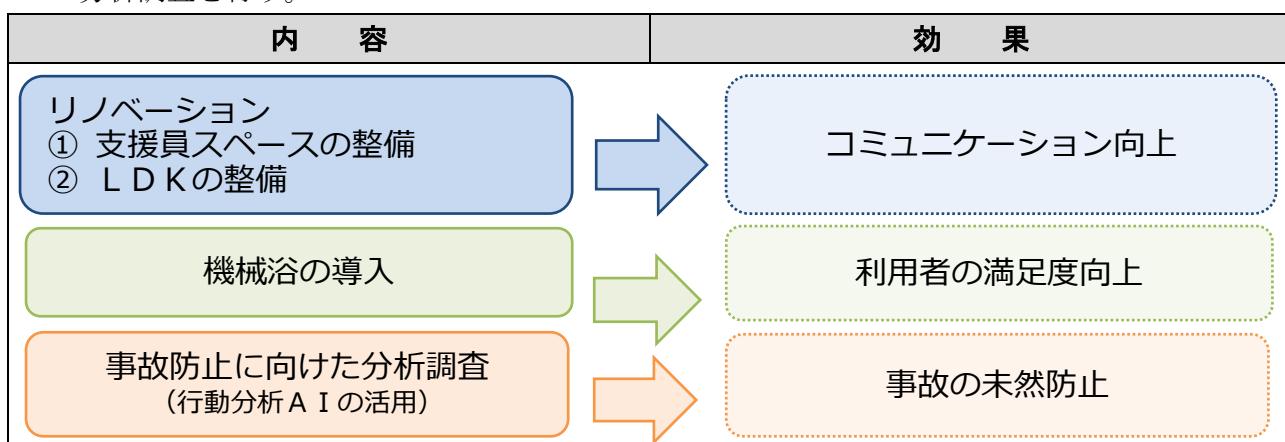
【事業イメージ】



④ イ 中井やまゆり園生活環境向上事業費

75,000 千円

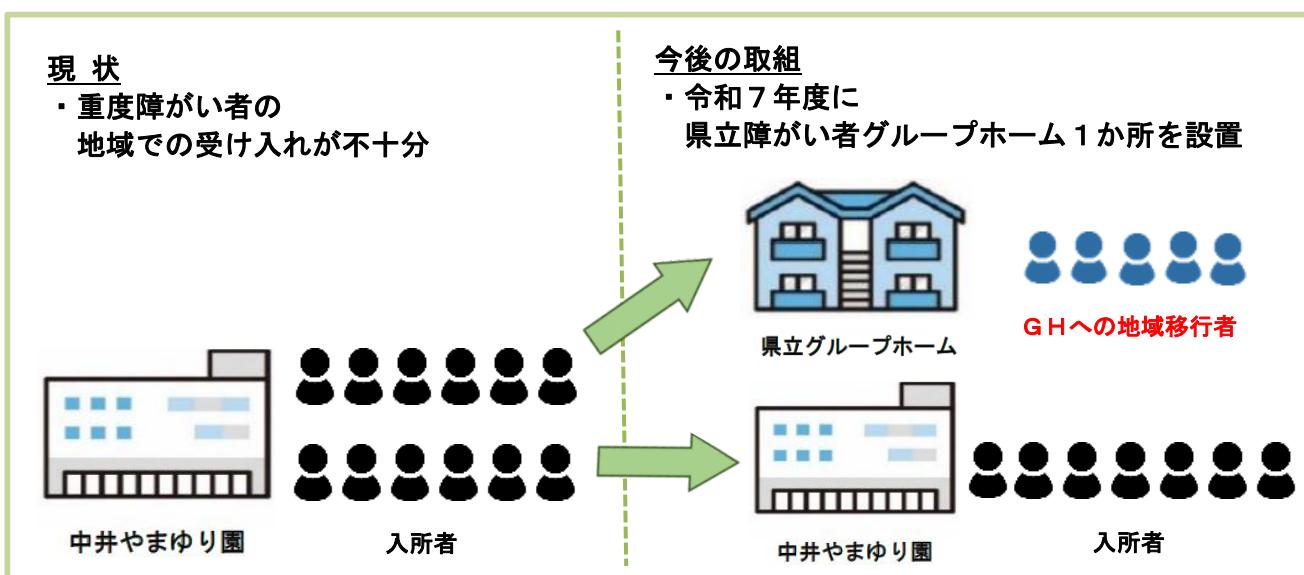
中井やまゆり園利用者の当事者の目線に立った生活環境の改善を図るため、施設のリノベーション等のハード面の整備に加え、事故の未然防止を目的とした行動分析AIを活用した分析調査を行う。



④ ウ 県立障害者グループホーム設置事業費

16,743 千円

障がい者が地域に溶け込んで暮らせるよう、中井やまゆり園利用者の地域生活移行を進めるとともに、地域生活移行後の生活の場として、県立の障がい者グループホーム（1か所）を設置する。



④ エ 地域生活移行推進体制確保事業費補助

6,786 千円

民間障害者支援施設から、安心して地域生活移行を選択できるようにするために、新たな生活になじめなかった場合に備え、空床を確保した障害者支援施設に対して補助する。

一部④ オ 重症心身障害児者等支援体制整備事業費

8,500 千円

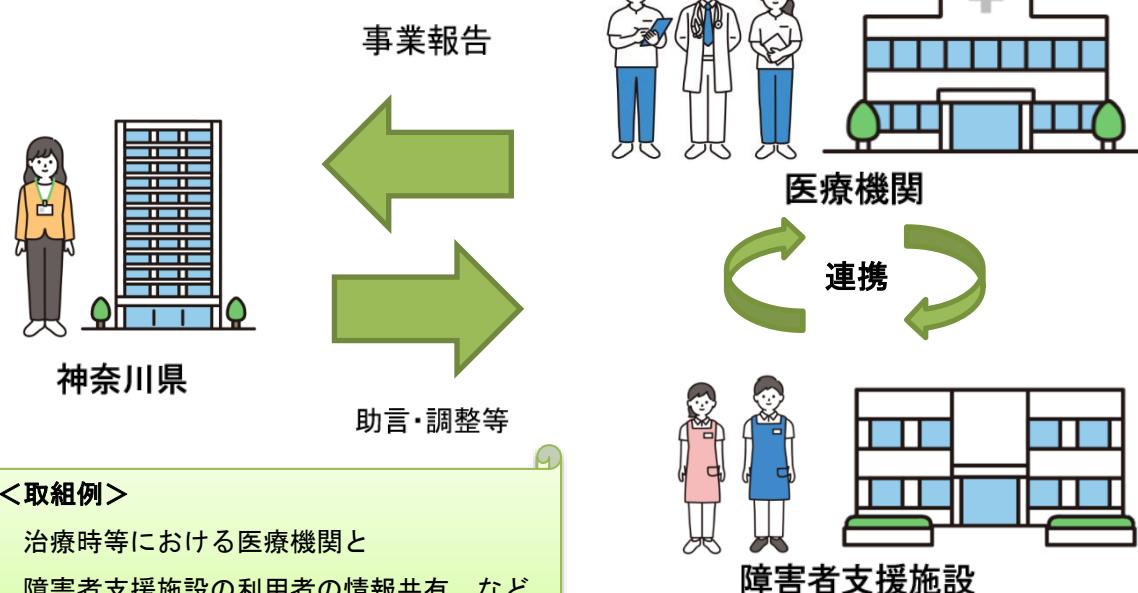
重症心身障がい者等の特性を理解した専門性の高い支援人材を養成するため、グループホームで従事する看護師を養成する研修を実施する。また、重症心身障がい者等を支援するグループホームの実態調査・分析を行う。

㊂ カ 障害児者医療アクセス向上推進費

70,032千円

知的障がい児・者に対して必要な時に適切な医療を提供するため、医療機関及び障害者支援施設と実証事業を実施する。

【事業イメージ】



一部㊂ キ 障害福祉サービス運営支援事業費

26,000千円

県所管域の障害福祉サービス事業所に対し、運営上の困りごとや支援困難な利用者の支援ノウハウ等のコンサルテーションを実施する。

㊂ ク 障害児支援体制拡充事業費

1,500千円

現在の地域資源では家庭的な環境での養育が難しいといった課題がある障がい児分野において、外部有識者等による検討会を立ち上げ、障がい児の支援体制を検討する。

(2) 障がい福祉の支援体制づくり【「人材」の確保】

34,342千円

㊂ ケ 医療的ケア児者歯科人材養成事業費

4,000千円

医療的ケア児・者の歯科受診の機会を確保し、口腔機能の維持及び生活の質の向上を図るために、在宅の医療的ケア児・者への歯科診療に対応できる歯科人材（歯科医師、歯科衛生士等）の養成研修等を実施する。

㊂ コ 医療的ケア児等支援者養成事業費

1,600千円

地域の現場職員における医療的ケアへの理解を深め、保育園や障害福祉サービス事業所等における医療的ケア児の受入を促進するため、医療的ケア児等支援者養成研修を実施する。

④ サ 高次脳機能障害支援者養成事業費

5,000千円

高次脳機能障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、高次脳機能障がいの障がい特性を理解し、その特性に応じた専門性の高い支援を実施できる支援者を養成する。

④ シ 障害福祉魅力度アップ事業費

17,692千円

若者を中心に障がい福祉分野を目指す人材のすそ野を拡大するため、障がい福祉を支える人や職場の魅力づくりを進めるとともに、広く県民に対して、障がい福祉の魅力を発信する。



④ ス 資質向上研修事業費

6,050千円

障がい福祉分野の従事者を対象に「当事者目線の障害福祉」の基本的な考え方や条例の理念を浸透させるためのオンライン研修を実施することで、当事者目線支援を実践できる人材を養成する。

その他 障害者自立支援等給付費など

96,406,970千円

問合せ先

【3(1)ア～ク】	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	課長 高橋 電話 045-210-4702
【3(2)ケ～サ】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長 烏井 電話 045-210-4700
【3(2)シ、ス】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長 笠井 電話 045-210-4740

一部(新) 地方独立行政法人の設立に向けた取組

1 目的

福祉の現場では、職員の経験に基づく支援が中心で、再現性がないという課題があるため、科学的な目を入れることにより、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる人材を育成していく必要がある。

これまでの福祉のあり方を大きく転換するために、より柔軟・迅速な対応が可能となる地方独立行政法人を設立し、新たな福祉施策を展開する。



2 予算額 733,635 千円

3 事業内容

(1) 「福祉を科学する」取組の推進 90,036 千円

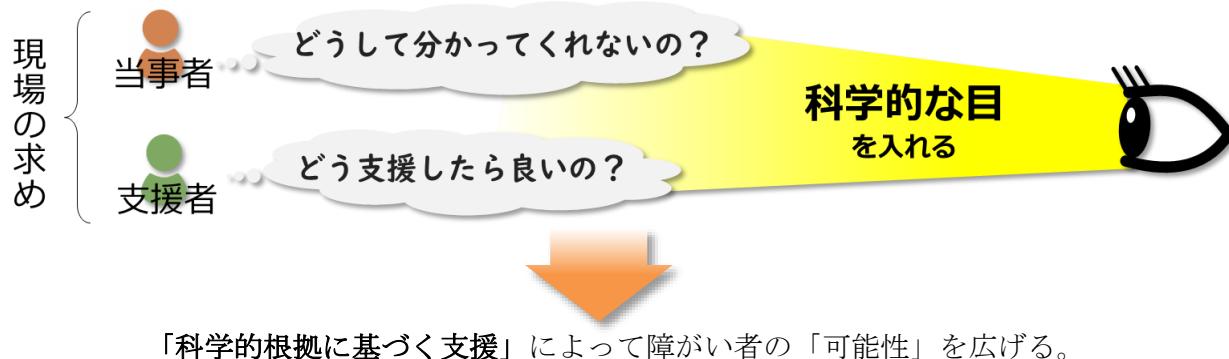
ア 福祉を科学する検討会推進事業費 24,000 千円

科学的な知見により再現性のある当事者目線に立った支援を実現するため、令和6年度に検討した研究テーマに即した研究を行う。

<「福祉を科学する」とは>

科学的な知見を用いて「当事者目線に立った支援を実現する」ということ。

⇒やさしさ、あたたかさ



㊂ イ 障害者健康維持管理事業費

66,036 千円

知的障がい者の健康状態の改善につなげるため、中井やまゆり園利用者の健康管理プログラムを作成・実践・検証し、身体機能の回復を示す。

(2) 地方独立行政法人の設立に向けた取組	643, 599 千円
ウ 地方独立行政法人移行準備費	73, 080 千円

令和8年4月に設立を目指す地方独立行政法人の運営を開始するための制度設計を継続して実施するとともに、法人の拠点整備等を行う。

<地方独立行政法人による運営へ向けた移行スケジュール>



㊂ エ 地方独立行政法人採用準備費	163, 460 千円
-------------------	-------------

当事者目線の支援を実践できる人材を全国から集めるために、戦略的な広報活動や魅力ある職場づくりを進めるとともに、職員の採用試験を行う。

㊂ オ 地方独立行政法人運営システム等導入費	407, 059 千円
------------------------	-------------

地方独立行政法人の運営に必要な情報基盤の構築及び情報システムの導入等を行う。

問合せ先
【3(1)】 福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702
【3(2)】 福祉子どもみらい局福祉部 独立行政法人化担当課長 藤澤 電話 045-285-0546

ともに生きる社会の実現に向けた取組

1 目的

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及と憲章が目指す共生社会の実現に向けて、津久井やまゆり園事件追悼式を実施するほか、企業・団体等と連携した憲章PR活動や、県内各地の地域イベントでの啓発活動を行う。

また、障がい者団体等の活躍を、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用して紹介する。

2 予算額 40,786千円

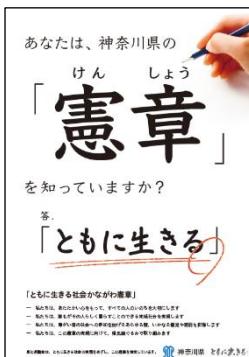
3 事業内容

(1) 様々な媒体を活用した広報	20,655千円
県のたよりやポスター掲示など様々な媒体を活用することで、「ともに生きる社会かながわ憲章」の効果的な広報等を行う。	
(2) 企業、団体との連携	6,347千円
ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、イベント主催者とマッチングさせ、マッチングしたイベントで普及啓発を行う。	
(3) 大学生との連携	905千円
大学生による共生社会の実現に向けた取組を支援するとともに、その活動内容を発表する機会を設ける。	
(4) 津久井やまゆり園事件追悼式	7,889千円
「津久井やまゆり園事件追悼式」を実施する。	
(5) 憲章の普及啓発のための地域イベントへの参加	1,500千円
イベント等に参加し、広報グッズやチラシ等の普及啓発物品を配布する。	

その他 ともに生きる社会の実現に向けた取組 3,490千円



(1) 広報ポスター



(4) 津久井やまゆり園事件追悼式
モニュメントでの献花

問合せ先

福祉子どもみらい局共生推進本部室 共生担当課長 小手 電話 045-285-0737

別紙7

(新) 障がい者の多様な働き方の推進

1 目的

すべての障がい者が自己実現できる社会を目指し、障がい者の多様な働き方を推進する。

2 予算額 143,703千円

3 事業内容

(1) 障がい者が生き生きと働ける社会の実現に向けた取組

130,449千円

Ⓐ ア 障がい者の多様な働き方推進検討会（福祉を科学する検討会推進事業費の一部） 784千円

障がい当事者が望む多様な働き方、個別データの分析・研究、今後の施策の方向性を検討するための会議を設置する。

Ⓑ イ 障がい者就労アセスメント理解促進事業費

3,230千円

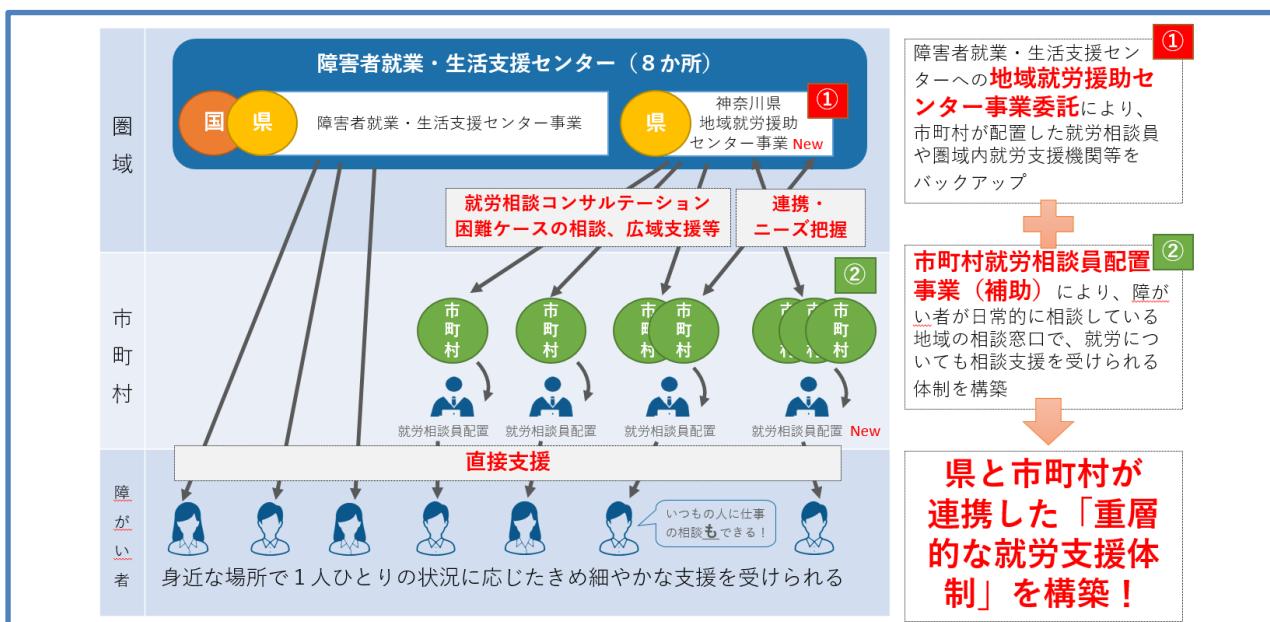
障がい者一人ひとりの特性を踏まえた就労支援を推進するため、企業等を対象として、実際の就労アセスメントの方法や支援に活用されるツールなどを学ぶセミナーを開催する。

Ⓑ ウ 障がい者就労相談基盤整備事業費

126,435千円

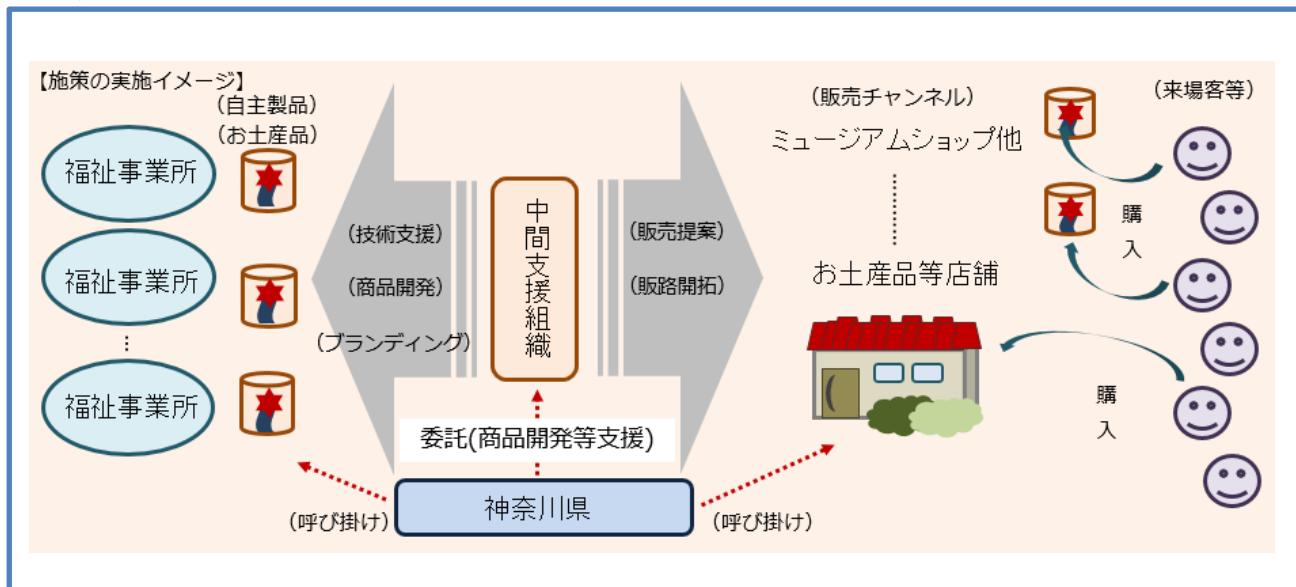
障がい者が日常的に相談している地域の相談窓口で、就労についても相談支援を受けられる体制を構築するため、市町村（政令市・中核市を除く）が行う就労相談員の配置に対して、補助する。

あわせて、市町村が配置した就労相談員や圏域内就労支援機関等をバックアップする役割を担うため、各障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターの体制を強化する。



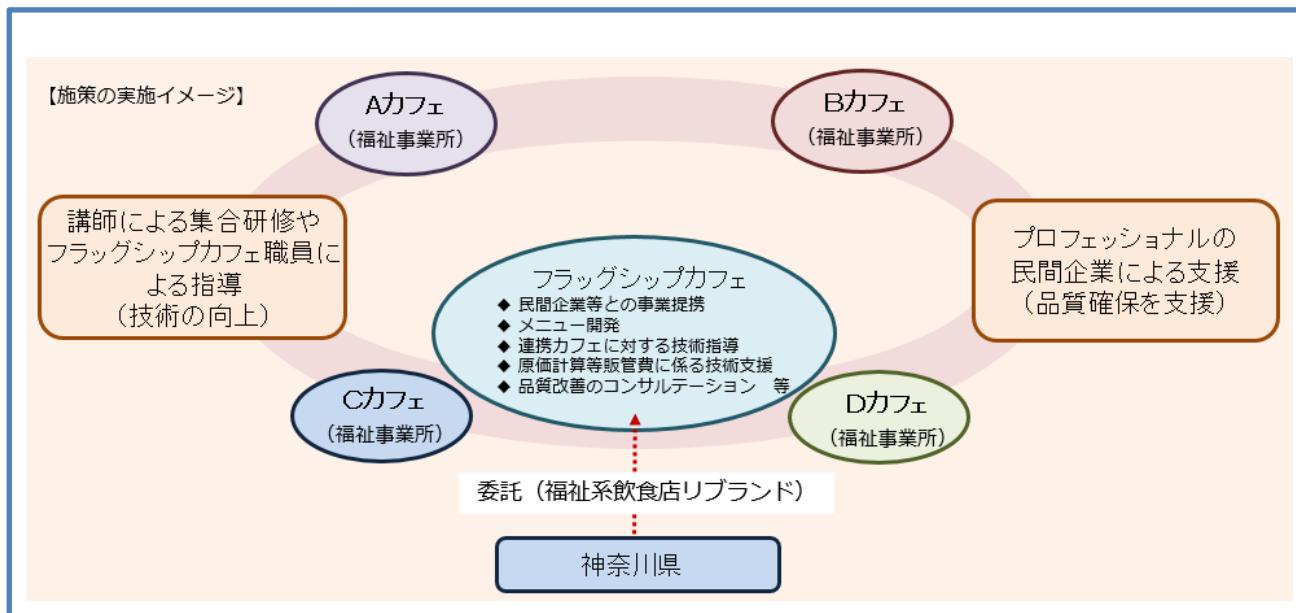
(2) 就労系障がい福祉サービスの提供基盤の強化	13,254千円
④ エ 就労事業所商品開発事業費	10,014千円

障がい者の工賃と働きがいの向上を図るため、就労系障害福祉サービス事業所を対象に、地域の観光資源等を活かした自主商品の開発力と販売チャンネルの拡充等を民間事業者と連携して強化する。



④ オ 福祉系飲食店リブランディング事業費	3,240千円
-----------------------	---------

障がい者の工賃と働きがいの向上を図るため、カフェなど飲食系の障害福祉サービス事業所を対象に、民間企業等と連携し、共同仕入れや新メニューの共同開発等を行うネットワークを構築し、店舗の魅力向上を図る。



問合せ先			
【3(1)ア～ウ】 福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長 鳥井	電話 045-210-4700	
【3(2)エ、オ】 福祉子どもみらい局共生推進本部室	副室長 大野	電話 045-285-0771	

別紙8

一部(新) 困難な問題を抱える女性等への支援

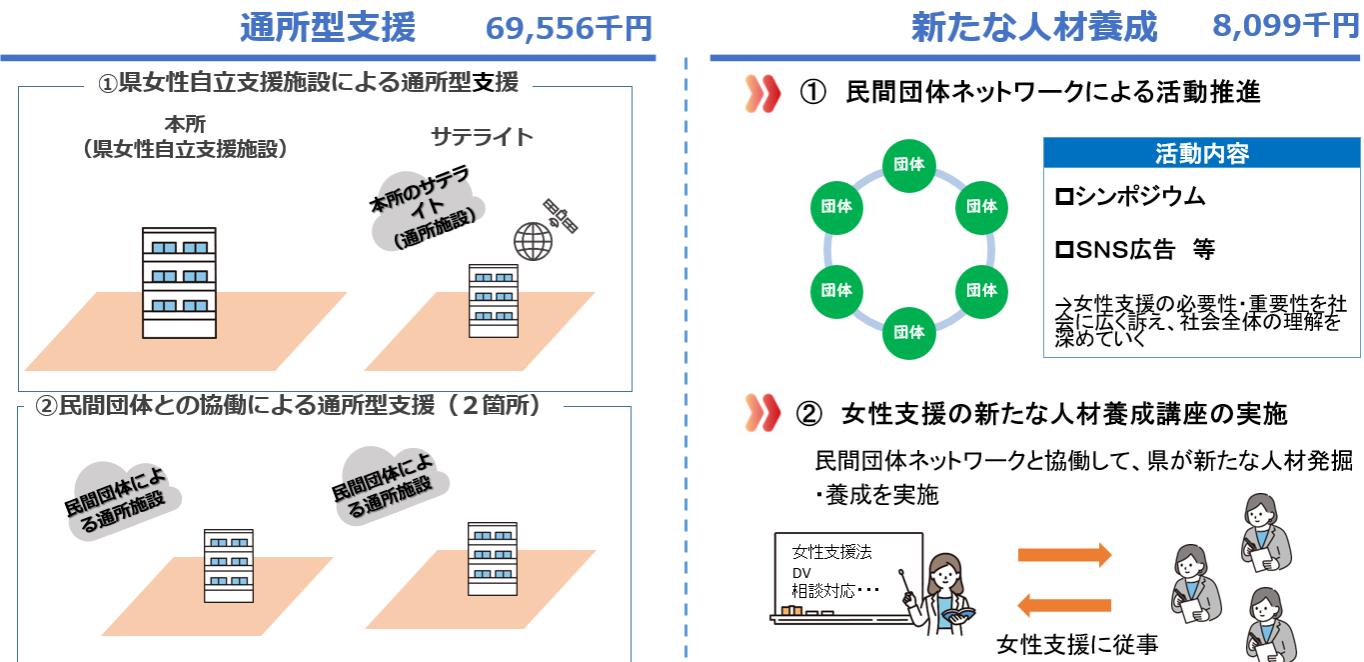
1 目的

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」に基づき、各種施策を展開する。

2 予算額 654,101千円

3 主な事業内容

- ア 困難女性通所型支援等かながわモデル事業費 77,655千円
困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら、切れ目ない支援を受けられるよう、新たに通所型支援を3か所で実施する。また、民間団体と連携し、女性支援を担う人材を発掘するため、人材養成講座を実施するほか、シンポジウム開催等による情報発信を行う。



イ 困難女性自立支援事業費

46,897 千円

困難な問題を抱える女性が、スマートフォンの利用や、通勤を継続するなど、社会とのつながりを持ちながら自立を目指すため、支援施設を設置し、女性の意思を尊重しながら、きめ細やかな支援を実施する。



ウ 困難女性支援団体補助事業費

40,418 千円

困難な問題を抱える女性を早期に発見し、地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援するため、アウトリーチからの相談対応、居場所の確保、ステップハウス、アフターケア等に対して補助する。

エ 困難女性つながりサポート事業費

41,455 千円

複合的な困難を抱える女性に対応するため、民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施する。

オ 女性相談一時宿泊事業費

550 千円

相談したその日に、帰る場所がない等の状況におかれた女性の安全や、本人の意思決定の時間を確保し、悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、一時的な居場所を提供する。

その他 SNS・DV相談事業費など

447,126 千円

問合せ先

福祉子どもみらい局共生推進本部室 人権男女共同参画担当課長 石井 電話 045-210-3630

別紙9

一部(新) 孤独・孤立や生きづらさに悩む方への支援

1 目的

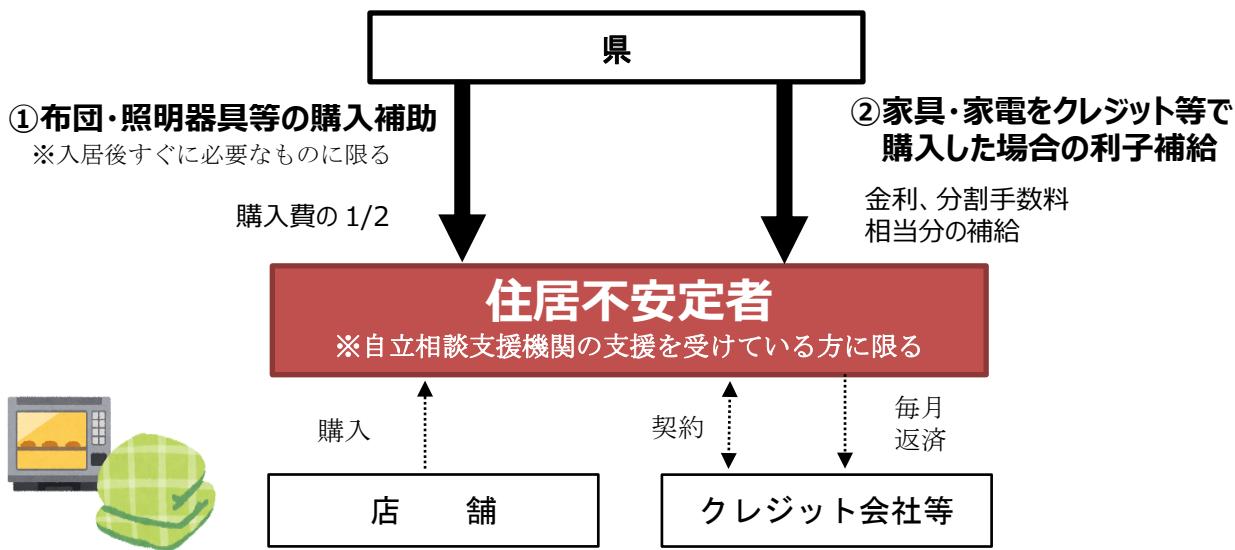
孤独・孤立の問題を未病の視点で改善するため、地域でのつながりづくりを広げていくことにより「不安」を取り除き、自分らしく、いのちを輝かせることのできる「やさしい社会」をめざす。

2 予算額 1,056,878千円

3 主な事業内容

(1) 地域でつながるための仕組みづくり	8,593千円
④ ア 孤独・孤立対策地域づくり推進事業費	4,937千円
孤独・孤立の未病改善を図るために、居場所や緩やかなつながりの場を運営する人材の育成のほか、地域の居場所のマップ化を行う。	
④ イ 県庁版就労訓練事業費	500千円
ひきこもり等で一般就労が困難な者に対する県庁での就労体験等を行う。	
④ ウ 生活困窮者の新生活応援モデル事業費	3,156千円
生活困窮者支援として、住居を失い深夜営業店舗で寝泊まりする者等に対して、生活基盤を確保するための家具家電等の購入支援（購入費補助、クレジットの利子補給）を行う。	

家具家電の確保がボトルネックになっている住居不 安定者の自立を支援



◎ (2) 高齢者を消費者被害から守るための体制整備 35,097 千円
高齢者を点検商法等の消費者被害から守るため、市町村の見守りネットワーク構築に向けた伴走支援のほか、宅配型フリーぺーパーの配布、イベント等による注意喚起を行う。また、法的支援が必要な方へのワンストップ弁護士相談を実施する。

その他 子ども食堂持続化支援事業費など 1,013,188 千円

問合せ先

【3 (1)】 福祉子どもみらい局福祉部 生活困窮者対策担当課長 谷川 電話 045-285-0864
【3 (2)】 くらし安全防災局くらし安全部消費生活課 課長 南川 電話 045-312-1121
(内線 2620)

別紙10

一部(新) 災害時における要配慮者等への支援体制の整備

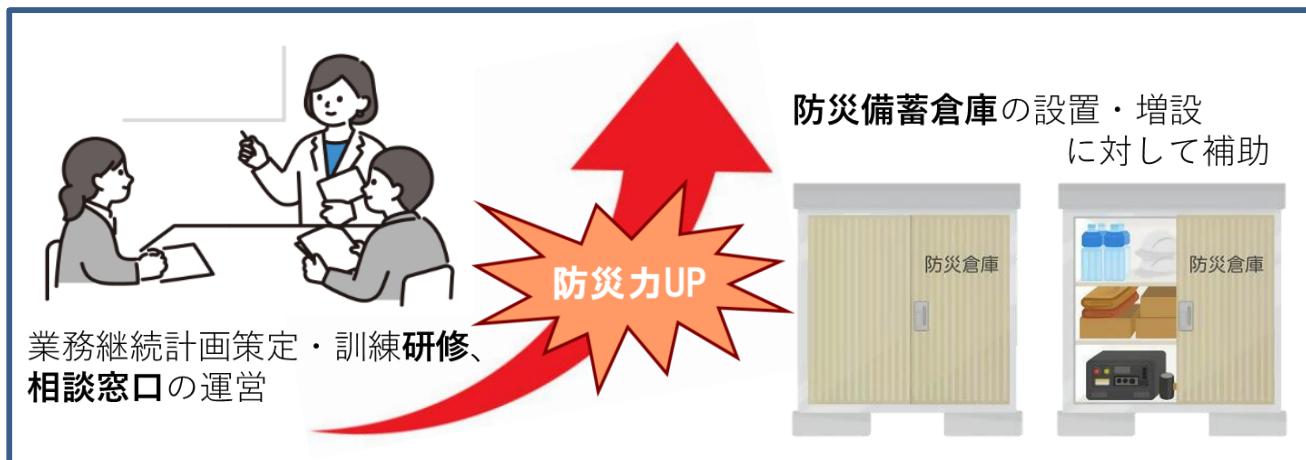
1 目的

災害の影響を強く受ける要配慮者(高齢者や障がい者等)が、被災を逃れ、安心・安全に避難生活が送れる環境を整備するために、要配慮者の避難の受け皿となる福祉施設の業務継続体制や、福祉避難所の運営体制などを強力に支援する。

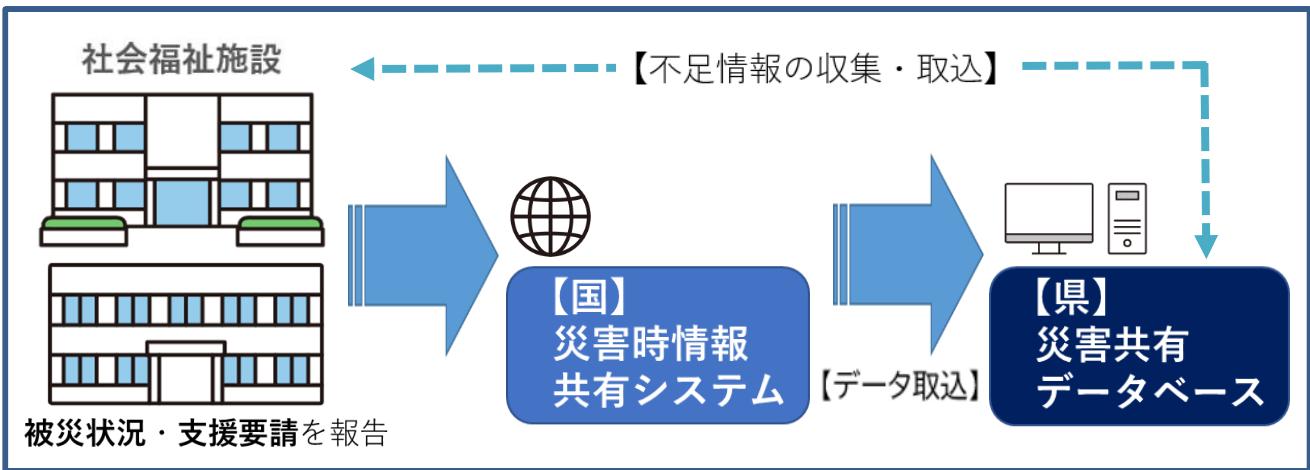
2 予算額 197,922千円

3 事業内容

(1) 社会福祉施設等の災害対応力の強化に向けた取組	132,123千円
Ⓐ ア 福祉施設災害対応力強化整備費補助	105,000千円
老人福祉施設・障害福祉施設等において、大規模災害時等にも自施設での運営・支援を継続するため、新たに防災備蓄倉庫の整備に対して補助する。	
一部Ⓑ イ 福祉施設災害対応力強化普及推進事業費	11,288千円
老人福祉施設・障害福祉施設等における災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援するため、施設等職員を対象に、災害対策に関する研修や相談窓口の開設を行う。	



Ⓑ ウ 災害時福祉施設情報共有データベース開発事業費	15,835千円
災害時要配慮者が生活する社会福祉施設等の被災状況を速やかに把握し、施設等への適切な支援につなげるため、国が運用するシステムを補完し、施設等における災害情報を関係機関で共有する本県独自のデータベースを整備する。	



(2) 福祉避難所の円滑な開設に向けた取組 59,299千円

④ エ 福祉避難所支援事業費 59,299千円

災害時に、市町村が指定する福祉避難所等を円滑に開設するため、新たに資機材の備蓄や福祉専門人材ボランティアの育成等を行う。また、市町村や福祉避難所開設・運営法人が行う平時の研修・訓練を支援する。

現状 能登半島地震において、**開設できた福祉避難所は限定的**



顕在化した課題

- ▶ 福祉避難所に
必要な資機材がない
- ▶ 避難者の福祉支援を担う
福祉専門人材が足りない
- ▶ 実践的な開設手順の整理がされず
開設方法がわからない

7年度の取組

- 福祉用具を備蓄**し、必要に応じてプッシュ型支援
民間企業と発災時の**物資供給協定**を締結
- 福祉専門人材ボランティア**育成・登録事業の実施
- 実践的な福祉避難所の開設手順**の整理
市町村及び福祉避難所の**開設・運営等訓練**を支援

(3) 大規模災害時における福祉支援体制の整備 6,500千円

オ 災害時福祉支援体制整備事業費 6,500千円

大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チームの設置や事務局体制の整備を行うとともに、訓練、研修等を通じて災害時要配慮者に対する必要な支援体制を確保する。

問合せ先

【3(1)ア・イ 老人福祉施設等、ウ】

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長 長澤 電話 045-210-4830

【3(1)ア・イ 障害福祉施設等】

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702

【3(2)、(3)】

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 課長 笠井 電話 045-210-4740

3 令和7年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(既設定及び新規設定)

款項 事業名	全 体 計 画						前前年度 末	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)	当 年 度 末 ま で の 支 出	当 該 年 度 支 出	当 該 年 度 支 出	翌 年 度 支 出	継続 費の 総額 に對 する 進捗	
	年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳											
			特 定 財 源			一般財源								
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他		支 出 額	額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	率	%
2 総務費	6	55,000	-	-	-	55,000	-	55,000	-	55,000	-	55,000	-	40
10 青少年費	7	82,000	-	-	-	82,000	-	-	82,000	82,000	-	82,000	-	60
青少年センター舞台設備改修工事費	計	137,000	-	-	-	137,000	-	55,000	82,000	137,000	-	137,000	-	100
4 民生費	5	23,000	-	-	-	23,000	9,594	9,594	-	9,594	-	9,594	-	2
5 児童福祉費	6	536,000	-	197,000	136,100	202,900	-	549,406	-	549,406	-	549,406	-	93
大和綾瀬地域児童相談所移転工事費	7	28,000	-	-	28,000	-	-	-	28,000	28,000	-	28,000	-	5
	計	587,000	-	197,000	164,100	225,900	9,594	559,000	28,000	587,000	-	587,000	-	100

4 令和7年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
(一財)神奈川県厚生福利振興会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	千円 1,870,919	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	平成16年度 ～ 令和6年度	千円 -	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 16 年 度	767,554	そ の 他	県 債	-
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	千円 2,422,059	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 -	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	2,422,059	そ の 他	県 債	-
精神通院医療業務システム開発運営費	千円 38,365	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 6 年 度	千円 14,829	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 10 年 度	23,536	そ の 他	県 債	-
津久井やまゆり園指定管理費	千円 1,535,770	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 4 年 度 ～ 令 和 6 年 度	千円 614,308	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	921,462	そ の 他	県 債	-
芹が谷やまゆり園指定管理費	千円 1,614,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 4 年 度 ～ 令 和 6 年 度	千円 645,600	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	968,400	そ の 他	県 債	-
愛名やまゆり園指定管理費	千円 506,622	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 -	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	506,622	そ の 他	県 債	-
厚木精華園指定管理費	千円 478,826	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 -	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	478,826	そ の 他	県 債	-
三浦しらとり園指定管理費	千円 2,408,690	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 4 年 度 ～ 令 和 6 年 度	千円 1,031,000	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 -
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	1,377,690	そ の 他	県 債	-
						一般財源	1,376,430

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳			
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構採用準備費	71,400 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—	
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	71,400		県 債	—	
芹が谷やまゆり園整備維持管理費	4,158,942 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 元 年 度 ～ 令 和 6 年 度	2,883,681	特 定 財 源	そ の 他	—	
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 18 年 度	385,972		一般財源	385,972	
災害時福祉施設情報共有データベース開発運営費	39,053 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—	
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	39,053		県 債	—	
S N S 総合相談事業費	306,695 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 6 年 度	102,232	特 定 財 源	そ の 他	—	
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	204,463		一般財源	161,244	
生活保護総合情報システム開発運営費	208,404 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 6 年 度	5,720	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	83,717	
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 10 年 度	202,684		県 債	—	
					そ の 他	—	一般財源	118,967

5 令和7年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容 【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総 括

(歳 入) (単位 : 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護保険財政安定化基金	19,313	725	18,588

(歳 出) (単位 : 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			繰 越 金	
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	その他の		
1 介護保険財政安定化費	19,313	725	18,588	—	—	19,313	—	

(2) 歳入の内訳

(単位 : 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
財産運用収入	19,312	724	18,588	基金運用利子
預金利子	1	1	0	

(3) 歳出の内訳

(単位 : 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
基金積立金	19,313	725	18,588	

6 令和7年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容 【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総 括

(歳 入) (単位 : 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 母子父子寡婦 福祉資金収入	1,489,987	1,821,241	△ 331,254

(歳 出) (単位 : 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			繰 越 金	
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	その他		
1 母子父子寡婦 福祉資金	1,489,987	1,821,241	△ 331,254	-	-	451,463	1,038,524	

(2) 歳入の主な内訳

(単位 : 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
貸付金返納	424,720	458,130	△ 33,410	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納
一般会計繰入金	25,950	27,295	△ 1,345	
繰越金	1,038,524	1,334,043	△ 295,519	

(3) 歳出の内訳

(単位 : 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	310,000	340,000	△ 30,000	
貸付事務費	27,312	29,667	△ 2,355	
一般会計繰出金	-	225,775	△ 225,775	
元金	703,155	454,290	248,865	
予備費	449,520	771,509	△ 321,989	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 : 千円)

区 分	前前年度末 現 在 高 見 込 額	前年度末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現 在 高 見 込 額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元 金 債 還 見 込 額	
母子父子寡婦福祉資金会計	3,202,393	2,748,104	-	703,155	2,044,949
1 その他	3,202,393	2,748,104	-	703,155	2,044,949
(1) 枠外債	3,202,393	2,748,104	-	703,155	2,044,949

7 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

（1）制定の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関し、本条例を制定するものである。

（2）制定の内容

ア 児童の権利擁護に関する基準

- (ア) 入所した児童を平等に扱う原則（第8条関係）
- (イ) 児童の権利、権利を擁護する仕組み等の説明（第9条第1項関係）
- (ウ) 児童の意見又は意向を尊重した支援（第9条第2項関係）
- (エ) 児童の権利、行動等を制限することの禁止（第10条～第12条関係） 等

イ 人員に関する基準

- (ア) 配置する職員の職種（児童指導員、嘱託医、看護師、保育士等）（第18条関係）
- (イ) 配置する職員の数（第18条第2項～第4項関係）
- (ウ) 管理者の要件等（第20条関係）
- (エ) 配置する職員の資格の定義（第21条～第23条関係） 等

ウ 設備に関する基準（第15条関係）

- (ア) 備えるべき設備（居室、学習等を行う室、相談室、食堂等）
- (イ) 居室の定員
- (ウ) 居室の床面積
- (エ) ジェンダーアイデンティティ等への配慮 等

エ 運営に関する基準

- (ア) 非常災害対策、安全計画及び業務継続計画の策定、秘密の保持、苦情への対応（第5条、第6条、第14条、第33条、第34条関係）
- (イ) 入所した児童及び職員の健康状態の把握（第27条関係）
- (ウ) 生活支援、一時保護施設内の教育、通学支援、親子関係再構築支援（第29条関係）
- (エ) 関係機関との連携、入所している児童の処遇に係る帳簿の整備（第30条、第32条関係）
- (オ) 衛生管理、食育の推進、一時保護施設内の養護（第25条、第26条、

第28条関係) 等

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第56条の規定を準用する。
- (イ) 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和11年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第57条及び第64条の規定を準用する。
- (ウ) 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。
- (エ) 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

（2）改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（第1条）

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第6条）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（第7条）

(3) 改正の内容

職員配置基準等における「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」や「栄養士若しくは管理栄養士」とする。

(4) 施行期日

令和7年4月1日

9 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、建築物への車椅子使用者用トイレの設置基準に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 車椅子使用者用トイレの設置に係る規定の整備

延べ面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物については、従来の設置基準を維持するため、1以上の車椅子使用者用トイレの設置を義務付けるよう、規定を整備する。（改正後の第31条第3号関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第30条、改正後の第31条第4号及び第5号、第32条関係）

（3）施行期日

令和7年6月1日

10 神奈川県ライトセンター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、視覚による表現の認識が困難な者を施設の利用者として追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設の利用者として視覚による表現の認識が困難な者を追加する。

（第2条、改正後の第3条第6号関係）

イ 開館時間に係る規定を現状に合わせて改める。（第10条第1項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第2条、改正後の第3条第7号及び第8号関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、第10条の改正規定については、令和7年4月1日。

【議案（条例その他） 定県第49号議案】

11 愛名やまゆり園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設の名称	愛名やまゆり園
イ 変更前指定期間	平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

【議案（条例その他） 定県第50号議案】

12 厚木精華園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設の名称	厚木精華園
イ 変更前指定期間	平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

13 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の概要

（1）制定の趣旨

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の定款について、定めるものである。

（2）定款の内容

ア 目的（第1条関係）

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

イ 名称（第2条関係）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

ウ 設立団体（第3条関係）

法人の設立団体は、神奈川県とする。

エ 事務所の所在地（第4条関係）

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

オ 法人の種別（第5条関係）

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

カ 役員の定数（第7条関係）

（ア） 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（イ） 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）とする。

（ウ） 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

キ 役員の任命（第9条関係）

（ア） 理事長は、知事が任命する。

（イ） 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- (ウ) 監事は、知事が任命する。
- ク 役員の任期（第10条関係）
 - (ア) 役員の任期は、2年とする。
 - (イ) 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。
 - (ウ) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (エ) 役員は再任されることができる。
- ケ 理事会（第11条関係）
 - 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。
- コ 業務の範囲（第16条関係）
 - (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
 - (イ) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
 - (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
 - (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
 - (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- サ 説明責任（第17条関係）
 - (ア) 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。
 - (イ) 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。
- シ 資本金（第20条関係）
 - 法人の資本金は、神奈川県が出資する。

- (3) 施行期日
法人成立の日

14 令和6年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			説 明	
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,708,478	△982,969	725,509	△723,685	—	△187,865	△71,419	
(項) 青少年費	1,708,478	△982,969	725,509	△723,685	—	△187,865	△71,419	
結婚支援推進事業費 △910,662 青少年施設維持運営費 △58,004								
(款) 民生費	359,842,097	6,636,736	366,478,833	684,306	△309,000	2,403,731	3,857,699	
(項) 社会福祉費	17,510,742	△244,368	17,266,374	55,015	—	△62,009	△237,374	
給与費 △197,787 みんなのバリアフリー街 づくり推進事業費 △18,000								
(項) 障害福祉費	87,993,859	679,337	88,673,196	△14,707	—	△78,181	772,225	
障害者自立支援等給付費 615,028 重度障害者医療給付事業 費補助 338,833								
(項) 老人福祉費	128,275,265	△2,353,030	125,922,235	65,161	△309,000	△2,334,791	225,600	
介護施設整備費補助 △1,699,298 地域医療介護総合確保基 金積立金 △653,178								
(項) 生活保護費	8,912,088	4,485,297	13,397,385	△14,640	—	4,388,047	111,890	
生活保護費補助金返納金 4,507,267 生活保護法施行事務費 △21,970								
(項) 児童福祉費	117,150,143	4,069,500	121,219,643	261,863	—	186,198	3,621,439	
子ども・子育て支援給付 費負担金 3,558,863 児童福祉費補助金返納金 1,010,985								
使途を指定しな い収入	—	—	—	331,614	—	304,467	△636,081	
(款) 教育費	66,977,533	△1,552,931	65,424,602	△450,408	—	—	△1,102,523	
(項) 私学振興費	66,977,533	△1,552,931	65,424,602	△450,408	—	—	△1,102,523	
私立学校経常費補助 △764,447 私立専門学校修学支援負 担金 △278,257								
一般会計 計	428,528,108	4,100,836	432,628,944	△489,787	△309,000	2,215,866	2,683,757	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	725	7,874	8,599	基金積立金
母子父子寡婦福祉資金会計	1,821,241	—	1,821,241	

福祉子どもみらい局 計	430,350,074	4,108,710	434,458,784	
----------------	-------------	-----------	-------------	--

【議案（令和6年度予算） 定県第138号議案】

**15 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】**

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費			1,270,580
	2 障害福祉費		198,064
		民間障害福祉施設整備費補助	198,064
	3 老人福祉費		1,072,516
		介護施設整備費補助	1,041,766
		介護保険事業者指定・指導監査等事業費	30,750
11 教育費			70,638
	8 私学振興費		70,638
		私立幼稚園施設整備費等補助	70,638

16 令和6年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	725	7,874	8,599

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳		
				特定財源		
				国庫支出金	県債	その他
1 介護保険財政安定化費	725	7,874	8,599	—	—	7,874

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財産運用収入	724	7,780	8,504	基金運用利子
預金利子	1	94	95	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
基金積立金	725	7,874	8,599	

17 令和6年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			説 明	
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	725,509	—	725,509	—	—	—	—	
(項) 青少年費	725,509	—	725,509	—	—	—	—	
(款) 民生費	366,478,833	6,381,631	372,860,464	6,347,001	—	132	34,498	
(項) 社会福祉費	17,266,374	64,890	17,331,264	64,890	—	—	—	
(項) 障害福祉費	88,673,196	1,925,314	90,598,510	1,890,783	—	33	34,498	
(項) 老人福祉費	125,922,235	4,391,427	130,313,662	4,391,328	—	99	—	
(項) 生活保護費	13,397,385	—	13,397,385	—	—	—	—	
(項) 児童福祉費	121,219,643	—	121,219,643	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	65,424,602	—	65,424,602	—	—	—	—	
(項) 私学振興費	65,424,602	—	65,424,602	—	—	—	—	
一般会計 計	432,628,944	6,381,631	439,010,575	6,347,001	—	132	34,498	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	8,599	—	8,599	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,821,241	—	1,821,241	

福祉子どもみらい局 計	434,458,784	6,381,631	440,840,415	
----------------	-------------	-----------	-------------	--

18 令和6年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業 【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- 社会人材養成確保事業費 64,890千円

介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士修学資金等貸付事業を実施するために必要な原資を（福）神奈川県社会福祉協議会に対して補助する。

(2) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- 障害福祉施設先進技術活用促進事業費 32,847千円

障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化のため、ＩＣＴ及びロボット等の導入に対して補助する。また、ＩＣＴ及びロボット等の導入促進のため、研修会等を実施する。

- 民間障害福祉施設整備費補助 69,681千円

災害時における障害福祉施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備を行う事業者に対して補助する。

新 (3) 職場環境整備等事業費補助 1,822,786千円

職員の離職防止・職場定着を推進するため、現場の生産性の向上、業務効率化や職場環境の改善等を図る事業所に対して、必要な経費の補助を行う。

(3) 4款 民生費 3項 老人福祉費

新 (3) 職場環境整備等事業費補助 4,391,427千円

職員の離職防止・職場定着を推進するため、現場の生産性の向上、業務効率化や職場環境の改善等を図る事業所に対して、必要な経費の補助を行う。

【議案（令和6年度予算） 定県第176号議案】

**19 令和6年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】**

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費			6,247,060
	2 障害福祉費		1,855,633
		障害福祉施設先進技術活用促進事業費	32,847
		職場環境整備等事業費補助	1,822,786
	3 老人福祉費		4,391,427
		職場環境整備等事業費補助	4,391,427

(変 更)

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 民生費	2 障害福祉費	民間障害福祉施設整備費補助	198,064	民間障害福祉施設整備費補助	267,745

20 収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

(1) 廃止の理由

収入証紙制度の廃止に伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年10月1日

イ 経過措置

この条例の施行の日前に廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間に限り、なお従前の例により証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料の納付のために使用することができる。

福祉子どもみらい局関係

名称
青少年センター施設使用料（駐車場使用料を除く。）
青少年センター設備使用料

21 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

条例の时限を「令和7年6月30日」から「令和12年6月30日」に延長する。（附則第2項関係）

(3) 施行期日

公布の日